

平成23年9月21日(水曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育委員長	山下一夫
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成23年9月21日 10時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議事の経過

平成23年9月21日  
午前10時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

現在、出席議員が定足数を満たしておりません。

黒潮町議会議規則第11条第3項の規定により、定足数を満たすまで暫時休憩を致します。

休憩 10時00分

再開 10時20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

昨日、本日の会議は午前10時とすることの承認をいただきましたが、定刻の時間に出席議員が定足数を満たしておりませんでしたので、暫時休憩を致しました。

現在、出席議員が定足数を満たしましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程に従い会議を開きますのでよろしくお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

おはようございます。

通告書に基づきまして、私の一般質問、4点について伺います。

最初に申し上げますけども、60分取っておりますが、同僚議員から同じような質問が出されて答弁が出たこともありますので、少々時間は、もう60分かからないんじゃないかなと思います。

また、答弁を私が聞き漏らして、同じようなことを再度お聞きするかもしれませんけども、そのときにはご了承お願いします。

それでは1点目、災害時の備えについて質問します。

東日本大震災の甚大な津波被害を見て、海岸線が多い黒潮町では人ごととは思えず、避難路についての見直し、点検が町民の大きな関心事になっている、ということを6月議会でも質問致しました。

私は、101カ所の避難路全部は見てないんですけども、私が見に行った所だけでも、階段が壊れかかって危ない場所、草がいっぱい手を加えなくてはならない所、お年寄りや体の不自由な方など、こう配がきつ過ぎる道とか階段、手すりが必要だなと思う場所、あらためて見直しが必要な所が何カ所もありました。また、場合によっては避難場所の変更も考えなければ、これでは明らかに津波の高さに持ちこたえられないんではないかなと、そういう場所もありました。

6月議会で、区長会で提案をすると私が言いましたら提案をするという答弁をいただきましたが、地元が一番よく知っていることですし、自分たちの命を預ける場所として、地元では真剣な見直しは進められていることとは思います。

それで3点ぐらい、まず総務課長の方にお聞きしますけど。

1点目に、区長会にどのような提案をして、どのような結論を得て、それが具体的にどう進んでいるのかお尋ねします。

それから2点目に、下村議員の質問のときに、答弁で、10カ所のもう整備を順次やっていくと。12月補正も、場合によっては組みたいとの答弁でした。まあ、私も6月議会で、必要なら補正でも組んでやってほしいという質問をしたところでしたけども、避難路101カ所、それから避難場所153カ所の全部の点検、見直しが終わった上での、この10カ所の整備、そういう結論に出たんでしょうか。見直しが終わったと考えてよろしいでしょうか。

3点目に、また文教施設の避難路は優先的に行うということで、6月議会では300万円の予算もつきました。これも答弁が出ましたけども、その中で大方、小学校2校でしたかね。それから、実施設計を組み、24年度中に対応したいとあったと思いますけども、この2校はどの学校でしょうか。

まず、この3点についてお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは私の方から、宮地議員の一般質問、災害時に備えてのご質問にお答えしたいというふうに思っております。

まずは、くどいかもしれませんが、通告書に基づいてのご答弁をさしていただきます。それで、あと3点につきましてご答弁をさしていただきたいと思います。

まず、避難路の全体的なことですけれども、ご質問のとおり、6月議会後の区長会ですね、地域の要望を取りまとめをお願いし、現在、役場の方に提出いただいて、取りまとめております。ごめんなさい、この部分は佐賀地域も入ってます。ごめんなさい、27です。27地区から95の要望があります。

内容ですけれども。避難路のほかに誘導灯の設置、それから海拔の表示、手すりの設置等がありますが、今後はですね、現地確認をさしていただいて対応したいというふうに思っております。

それから、23年度に繰り越した予算で、文教施設を優先ということで、だんだんとお答えをしてきたところですけれども。現在、南郷小学校におきまして、実施設計を今しております。

それから、伊田小学校につきまして、ここはですね、今の構想的なところもあるんですが。今、設計業者の選定をしておりますけれども、3階から山が近いもので、橋を架けるような構想で、今、考えております。これについては、今年度中にできるというふうに思っております。明許縦越の事業ができるというふうに思っております。

それから、あと2校ですけれども。前議員さんにもお答えしましたけれども、できれば補正対応でですね仕上げていきたいというふうに思いますが、遅くとも24年度には対応したいというふうに思っております。

佐賀地域につきましては、今までお答えしたように、漁業集落環境整備事業でですね対応したいということで、今、佐賀地域の方で頑張っております。

それから、10カ所の件ですが。10カ所につきましては、3.11以前にですね測量をして、あらかた仕上がったものがございます。それについては小さな避難道として、現在あります山道、まあ赤線が多いと思うんですけれども。その整備というようなことで考えておりましたが、さっきも言いましたように、急きょ、文教施設の方に回したという状況がありまして、今後それについてはですね、補正予算、あるいは24年度の方向で対応したいというふうに思っておりますが、3.11から状況がやはり相当厳しいものになりましたので、すべてが今

の設計で対応できるかということになりますと、ちょっと疑問符が付くということですので、今後検討をさしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ちょっと、質問点で抜けてた点だけお伺いしますけど。

この、私が自分で見た分とか、それからまた住民の方にお聞きして、避難路、避難場所いうのはもう早急に点検、見直しが必要だなあと思ったので、6月議会にも質問しました。

それで、地元の自主防災組織なり、区長さんなりが動いて、とにかく全部点検して見直ししないといけないんじゃないいかということで、区長会に提案していただきたいということだったんですよね。それで、区長会に提案されたということですが。

これは、全部の避難路、避難場所の点検の上で、こういう結論が出てるんですかいいうことを先ほどお聞きしたんですが、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼致しました。

基本的にはですね、今までのものも含めて、津波浸水地域がある地域についてはですね対応してもらいたいということで、区長さんの方にはお願いしました。

それで、現在のところ95カ所くらいが出てきたという状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ大変、精力的にやっていただいていると思います。とにかくこれは急を要することと、ほんとに完全にやつていかないと、助かる命が助からない場合もありますし、大事な作業だと思います。

それで、95カ所の要望があったということでしたが、すぐにですね手を付けるような所も、もう補正組まなくでもですね、私、行ってみたときには、ほんとに地域でやれるような所がもう何カ所もありましたし、議会が終わったら現場に入っていくという答弁が同僚議員のときにありましたので、ぜひそういうどこも含めて、全地域、全場所ですね、を点検、見直しというところで頑張っていただきたいと思います。

それから学校ですが、南郷小学校が実施設計に取り組んでいるということは、以前、議会でも一緒に避難場所を見に行きましたが。新たに避難道を変えるといいますか、新たに設けるというお話をしたけど、そういうことなのかなあと。それをお聞きするのと。

それから、伊田小学校は、ほんとにあそこに橋を架けてほしいというのは住民の方からも言われてましてね、そういう実例があったそうですね、東北の方でね。だから、こういうことができるのかなと私、思ってましたら、まあ今、そういう答弁いただきましたので、ほんとに伊田については喜ばしいことだなと思ってますが。

南郷小学校の点について、ちょっとお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

南郷小学校のことですが。議員の皆さんも現地を歩いていただいてですね、状況はお分かりのことと思いますが、できるだけ近い所で避難するような対策といいますか、避難路を造ろうということと、今、考えておる所がですね、南郷小学校の近くにある集落ですね。集落の方も十分対応可能というふうなことがありまして、現場を見ていただいたようにですね、体育館の裏の所から、山の上に鉄塔が建っておるんですが、そこまで相当高さはありますし、階段も含めながらの対応ということで考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

子どもたちの避難路はまた当然ですけど、大人も避難する場所になりますし、避難路の整備があつてこそ、また命の保障になりますので、ぜひ早急に、今までどおりまた続けていただきたいと思います。

続きましてですね、その避難訓練についてお伺いしますけども。昨日も、避難訓練については質問が出ておりましたけど、再度お尋ねします。

この整備されていく避難路を生かすためにもですね、避難訓練と防災学習がいかに大事かという話ですが。これは6月議会でも紹介しました、あの岩手県の釜石市の小中学生の子どもたちの実例です。子どもたちの見事な状況判断と行動により、津波から大勢の命を救った話ですが、釜石市では1,300人の死者、行方不明者の中で、子どもの犠牲者はわずか5人にとどまったという実績があります。

地震発生時、先生がですね、電源が全部切れますから、ハンドマイクを持って避難誘導しようとしたら、もう危険を察知した生徒たちはですね、その避難誘導を待たないで、もう自分たちですぐに校庭を駆け抜けて、避難所に向けて走り始めていたそうです。そのとき隣の小学校では、それを見て、もうすぐに一緒に逃げた。しかし、その逃げた場所でも、どうも危ないというふうに判断した生徒が先生に進言して、日ごろの訓練どおり、小学生の手を引いて、もっと高い所の高台に逃げた。途中で保育園児たちとも合流して、助け合いながら、多くの住民たちとともに逃げた。逃げた直後に津波が、学校など、今までいた所のみ込んで、間一髪で皆さん、多くの方が助かった、そういうお話です。子どもたちの命を救った行動と判断は、日ごろから行われていた避難訓練と防災教育があったからこそだと思います。

この町では、月1回の回数で避難訓練を行い、防災教育もカリキュラムに取り入れて行っているそうです。その防災教育、これがとっても大事なんですけども、そこで教えられていたことは、その状況下で自分のできる最大限のことをやる。いったん事が起きたら、事前の想定に縛られないで、自分の判断で行動するということを教えていたそうです。つまり、マニュアルどおりではなくて、命が助かるかどうかはそのときの状況判断がいかに大事かという教えなんですね。

それで、教育長に3点ばかりお尋ねしますけど、日ごろからいかに災害に備えるかが、まあこの話を聞いていますと、いかに備えるか、命を守る手段だと言える、このいい例だと思うんですね。で、こういう例は大いに参考にするべきだと思いますが、黒潮町では3.11以降、児童生徒の災害の備えで、今までどおりではなく、一歩進んだ内容はありますか。

というのがですね、避難訓練は何回ですかというのは昨日も出ましたので、何回かどうかって聞いても仕がないので、こういうふうに少し、それを踏まえた上で質問に変えております。

それから2点目ですが、6月議会にも取り上げましたけども。その避難訓練、2回と答弁がありましたけども、保育所も含めて、回数を増やす方向はないでしょうか。

それから3点目に、防災教育について、今後取り入れる考えはありませんか。  
お願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

そしたら、私の方から宮地議員の質問にお答え致します。

まず1点目の、3.11以降、避難訓練は一歩進んでいるかということなんですねけれど。それぞれの学校の方ですね、訓練の方はいろいろやっておりまして。例えば、日程を決めずにですね、突然に鳴らして避難訓練をするとか、そういう方法も取っておる学校もあります。一律に全部の学校でやっておるというわけではないんですけど、そういうような所もありますし、また回数をですね、毎月1回というか、でもないんですが、今年は20何回ぐらい計画してる所もあります。多くの学校は、大体2回ぐらいなんですね。

それから2点目の、訓練は回数を増やす方向かということなんですが。今年は、大体2回以上とか3回とかいうことがありますけれど、来年度についてはもう各学期に1回ぐらいはやっていただきたいなということで、そういう指導を来年に向けては行っていきたいと思います。

それと防災学習ですけど。防災学習については、避難訓練の前後に、それぞれ避難のことについての事前事後指導等も行っておりますし、授業の中で、総合学習の時間であったりとか、社会科の時間であったりとか、防災学習をやっております。ただ、一部の学校では、まだその分ができない所もありますので、これも、来年度に向けては全校でやつていただくように進めていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

保育所での避難訓練でございますが、各園で、基本として毎月1回行っています。まあ、年間12回ということで行っています。主に防災訓練では、火災、また地震の訓練ということで、もう自らの命を守るということで取り組んでおります。

中でも、佐賀の保育所についてはですね、地震、津波を想定して、北側の旧保育所の上に避難するということで、年間4回ないし5回、実施をしております。

また、大方くじら保育所もですね、最近その、より高台へということで、青少年の家への避難ということで、年間2回ほど実施しております。

これからも必要に応じて、そういう訓練は続けていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ3.11以降、ほんとに教育現場でも、それから保育所でも、命を守るということで、それなりに予定を変えて続けていただいているということには、ほんとにありがたいと思っております。保育所は毎月1回やっていただいて。この避難訓練こそが、また防災教育そのものでもありますし、今後もそれに併せて続けていっていただきたいと思います。

この点はこれで終わります。

2点目の、エリアメールの件でお伺いします。

四万十市では、災害時に避難勧告、避難指示、津波警報などの緊急速報を流すことができる防災情報メール、

これをエリアメールと言いますけども、そのサービスを始めたそうです。昨日も議場で、マナーモードにしてあっても通信音が鳴りましたが、これがエリアメールだそうです。

このサービスは、市内の NTT ドコモの携帯電話利用者に対し、一斉に災害とか避難情報をメールで配信するサービスで、県内では高知市、宿毛市、安芸市などに続いて、四万十市が導入しております。メールの受信料や月額使用料は無料です。今のところ、携帯電話の機種では NTT ドコモが実施をし、確認はしていないんですが、au も始めたと聞きました。今後、他社もこの方向を探るのではないかと思われます。災害はいつ、どこで出合うか分かりません。特に、津波警報などは一瞬を争います。サイレンなりマイク放送、防災無線、戸別端末機等々に加えて、携帯電話でのお知らせがあれば、住民にとってはとてもありがたいことです。

また、昨日の四万十市からのエリアメールの内容は、携帯を見せていただいたんですけど、台風 15 号の大嵐により、西土佐地域では土砂災害の危険が高まっていますと、こういう内容のメールが入っておりました。西土佐の方、これからまあね、西土佐へ帰ろうかなとか、また、西土佐へ行こうかなという方も、ほんとにありがたい情報だと思うんです。

こういうメールがですね、黒潮町内でもほんとに流されてもらえるもんなら住民にとってはありがたい情報だと思うんですが、黒潮町でも導入を検討してはどうかと思い質問しました。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、宮地議員の一般質問、災害に備えてのカッコ 2 の方のご質問にお答えしたいと思います。

町もですね、平成 20 年ごろから、このサービスがあるということは知っております、検討をしておりました。

そのころはですね、費用が掛かるということでちょっとちゅうちょしておったんですが、まあ現在、ご質問にあったように費用も掛からなくなりましたので、実施する方向で検討したいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

実施する方向でやってくれるということで、大変いい答弁をいただきましたが。

大体、めどですよね。例えばですね、9 月 15 日の高知新聞に、大月町でも年内に導入するという記事が載つてたんですけど、年内とか、一応大体いつごろやるというようなあれがないとですね、実施しますだけではちょっと町民は分かりませんのでお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

いい回答をもらえたということで、終わったかなと思ったんですけど。まあ冗談はさておきまして。

実はですね、もう事務に入ってます。ええ。NTT 等の方から、その申請書類を頂いて、間もなく提出したいというところまで来ております。

従って、相手のこともありますので、いつまでということは明確には言えませんけれども、年内。年度内じゃなくて、年内あたりをめどにはしたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

総務課長に大変いい答弁いただきまして、いつもならなかなか対決するところなんですが、ありがたいと思っております。

では、1番の質問は終わります。

2番目に入ります。放射能汚染がれきを受け入れないようにという質問です。

放射能汚染のがれきですが、東日本大震災の復興は、半年たった今でもまだまだ課題が山積で、被害に遭われた住民の方には引き続き、援助の手を差し伸べる手立てが必要だと思います。

私は残念ながら行けなかつたんですけども、議会では直接被災地に出向きました、膨大ながれきの現場を見て、これは何とかしなきやいかんなあと実感を持たれたんではないでしょうか。

被害地域が膨大なため、がれき処理が追いつかず、東日本大震災廃棄物処理特別措置法というのがあって、最終処分場確保へ被災地以外の自治体に国が協力を求めることが明確化され、県は34市町村と全12事務組合に、がれきの受け入れの可能性などの調査を行ったそうです。幡多広域市町村圏事務組合を含めた6つの事務組合と、南国市、須崎市、四万十町の3市町村が、そのときには用意があるというふうな回答をしていたようです。

しかし、これは放射能汚染が言われていない時期のことでした。その後、放射能汚染の拡散が報道され、がれきの放射能汚染も問題視され始めました。そして、国会で放射性物質汚染対処特措法が通りました。これは2つの問題点を持つてると思います。

1つは、国が除染処理をするのは、年間放射線量20ミリシーベルト以上の地域のみで、それ以外は自治体や住民任せにしていると言えるのではないか。

また2点目には、汚染レベルの低い廃棄物を一般廃棄物と見なしているので、地方自治体で処理させることができなくなっているのではないか。そういう問題点があると思っております。

今までさまざまなものがありましたけども、国は各自治体に札束の力、まあお金の力で、こういう汚染がれきの処理を求めてくる可能性が、今までのことを考えますとそういう可能性もないわけではありませんし、また、地方は地方で財政難にありますので、それを理由に、財政難を理由に受け入れるかもしれない。しかし、その後の新聞報道によると、四万十町や須崎市、確かに高知市もそうだったと思いますが、高幡の東部清掃組合とか、などなどですね、多くの周辺市町村が受け入れを断念しております。幡多広域市町村圏事務組合長の、四万十市、田中市長は、放射線汚染がれきは受け入れないと言っておられます。

黒潮町単独の受け入れはないかもしれません、組合員でもあります黒潮町としての態度は、それはそれできちんと持つておくべきだし、表明しておくべきだと私は考えます。放射能に汚染されていないのであれば、ほんとに東北に手を差し伸べていかなくちゃならない。みんなが苦しんでるときにはお互いさんだというのはありますけども、この放射能汚染となれば、話は違ってきます。放射能っていうのは、10年や20年たっても消えるようなものではありませんし、まあ煮ても焼いても処理ができないと、生き物とは相いれない異物です。これを全国に散らばらせるることは、日本の将来を考えてもやめるべきではないかなと思います。

町長には、きっぱりと拒否の態度を表明してほしいと思いました、この質問を出しました。考え方をお聞かせください。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長 (松本輝雄君)

おはようございます。

それでは、宮地議員の2番、放射能汚染がれきを受け入れないようにという質問にご答弁致します。

確かに、今度の大震災では大きながれきが発生しておりまして、この対応に苦慮していることは、私も、現場にはまだ行っておりませんけれども、マスコミ等で感じておるところでございます。

黒潮町としての考え方ということですので、お答えをさせていただきます。

議員も言われましたように、この質問につきましては各自治体でも取り上げられているところですが、本町における廃棄物等の処理は、幡多広域市町村圏一部事務組合で運営しております幡多クリーンセンターで行っていますので、この一部事務組合を構成する各首長会議、もしくは組合議会により決定することとなります。

当該施設は、ご承知のように平成23年度、本年度からですけれども、25年度まで長寿命化の改修工事を行いますので、この3年間については、受入処理はすることはできません。しかしながら、2,000万トンを超えるという、2,000万トンというのはですね、日本の1年間の廃棄物の2分の1に当たるようです、大体。言わざるがれきの処理には、相当数の期間を要すると言われております。従いまして、この改修後にも、この対応についての課題は残るものと予想しております。

本町としての考えでございますが。まあ本町も近い将来、地震、津波による被害を受けることは予想され、他県等への処理をお願いする立場になることなどを考えますと、弱者救済の観点からは複雑な心境ではございますが、放射性被ばくがれきが混入していることは否定できない以上、まあ安全性が保証されない以上は、現状の民意を含めますと、当該施設での処理は困難であると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

この質問も、すぐに終わるんじゃないかなと思ってたんですけど。

いい回答ではあったんですけども、今のお話聞いてますと、3年間については受け入れはできないと。3年間終われば、またその可能性もあるのかなというような答弁だったように、私、受けましたけども。

やはりこういう問題ではですね、確かに東北地方、2,000万トンというのは大変な処理です。それで課長も言われましたように、南海地震が起きればですね、お互いさんということもありますので、できる範囲、日本中がこう助け合い、困ってるときには手を差し伸べるというのが、ほんとに私たちの道だとは思いますけども。いざ放射能となりますと、そういう、まあ言ったら助け合いとか同情論とか、そういうことだけりがつけられない問題が私はあるんじゃないかなと思って、それでわざわざまあここに取り上げたわけですよね。

放射能っていうのは3年間で消えるもんでももちろんありませんし、私がそれを言うまでもない、ご存じだと思いますけど、セシウム137でしたかね、30年間かかると言うし、今でも、チェルノブイリでは大変な状況が続いているように、放射能はこれがれきに付いてないとは絶対言えないわけでして、どこ向いて飛んでいくか分からぬ。飛んでいって消えるものでもないということを考えますと、やはり日本中に拡散していくということは、3年たったそれ以上でも、やっぱり黒潮町は受け入れないんだと。また、事務組合全体でやりますので、受け入れないように組合に言っていくと。黒潮町が率先して言っていく。幡多地域に放射能は持ち込まないようにということを、まあ町長が先頭に立って言っていただけると。そういう方向で私、答弁がいただきたいんですけど。

町長、いかがです。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、課長の答弁でございますけれども。3年間は中間改修がございまして、物理的に受け入れが不可能であると、そういうことでございます。しかしながら、4年後からはその条件が解消されますので、意思統一ができれば受け入れもできる、条件がそろうということでございます。

しかしながら、最大の課題。それは議員がご指摘の、この放射性物質を全国に拡散しないこと。これが最も最たる、私たちの考えなければならない課題であると思っております。そうなりますと、これもまた議員のご指摘とおりでございますけれども、本来ありましたら、国、市町村、あるいは県というものは国に包括されておりでございますので、国内全体で考えるべきことではございますが、この案件につきましては議員ご指摘のとおり、国内各地への核物質の分散を避けるために、できれば現地で処理をすると、そういうのが最も望ましい手段であると、そのように考えてるところでございます。

また、広域組合、一部事務組合でやっておりますので、そちらの方の首長さんのご意見もお伺いしながら意思統一を図ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

町長の言われることはもっともというところなんんですけど、絶対受け入れないんだというところが私、ちょっと足りなかつたようにどうしても思うんです。まあ、しつこい話で申し訳ありませんけど。けど、それがないとですね、何か条件があれば受け入れてもいいんだというふうになるのは、やっぱり私は危ないと思って。

建前はこうです、ああですと言われても、いや、うちは絶対受け入れませんよという一言が私あれば、ほんとにね町民は安心しますし、幡多郡でそういう声をやっぱり挙げていかなきやなんない。また各地でそういう、日本で挙げていって、ほんとに町長が言われたように、この放射能を全国に拡散しないで、もう現地処理していただくしか、この放射能の処理というのはどうにも消えないもんですから、簡単にね、ならないということです。その一言が私はほしくて、してるんですけど。

町長、いかがです。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

私としては、主張してまいります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、主張してまいりますという、町長のお言葉をいただきました。

そういうことで、ほんとに放射能については今後も目を配っていかなきやならないことですし、ぜひ、その点はよろしくお願い致します。

3点目の、情報基盤整備事業についてお伺いします。

今日はとんとんと進んでおりますので、早く終わるんじゃないかなと期待しております。また、いい答弁が来るんじゃないかなと期待しておりますが。

3点目、情報基盤整備事業について。7月24日をもって、アナログ放送は終了しました。日本中が地デジ放

送に替わりました。ケーブルテレビ申込者の間では、当日はかなり混乱もあったというように新聞報道にありました  
ましたが、まず3点についてお伺いします。

その1つですね。その後、さまざまな不具合に対処されて、そういうことは解消されておりますか。現在、  
地デジ難民は出でていないでしょうか。

それから2点目ですが、今の時点での戸別端末機、ケーブルテレビ、インターネット、それぞれの加入率は  
同僚議員の質問で答弁がありましたので、再度確認の意味で、私の方から数字を言いますので、間違いない  
かどうか。戸別端末機は97.2パーセントの加入率。ケーブルテレビが38.6パーセント、インターネットが17.3  
パーセントと私は控えたんですが、間違いないでしょうか。

(後段で総務課長から「97.2パーセント」を「92.7パーセント」に訂正する発言あり)

それから3点目ですが、この事業の総事業費の確認です。最初は15億9,818万円と、約16億円というのが、  
この一番最初のこのガイドブックに書かれてありますけども。約16億円でスタートしましたけども、徐々に事  
業費は追加されておりますよね。現在、総事業費は幾らになっておりますか。

その3点について、まずお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、宮地議員の一般質問の、情報基盤整備事業の関係のご質問にお答えしたいと思います。

7月24日にですね、アナログ放送停波については、まあ総務省も相当の注意を払い、広報をしていたことは  
ご存じのとおりだろうというふうに思います。

町でもですね、担当の方では臨時職員さんも含めてですね、3日くらい前より地デジ難民が出ないよう、遅  
くまで電話対応するなどして対応しました。また、当日はですね日曜日でしたけれども、業者の方にも何かあ  
れば即対応できるよう待機を要請し、職員も朝から遅くまで待機してですね、テレビ優先ということで対応し  
ました。その結果、その当日ですけれども、7、8件の問い合わせはありましたけれども、大きな混乱もなく、  
経過を致しました。その後もですね、これについては大きな混乱はなかったというふうに思っております。

それから率の問題ですが、1点、告知放送の加入率ですが。私の方の答弁がまづかったかもしれません、  
92.7ですので。7.2でなくって92.7ですので、ご確認をお願いしたいと思います。そのほかは、ご質問のとおりでござります。

それから、現在の事業費ですが。今ありました15億9千何がしかですね、だいぶ増額をさせていただきま  
して、皆さん方にご提示して、この前の協議会でもお示ししたとおり、現在17億5,896万4,000円、17億5,896  
万4,000円の事業費で進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、7月24日に地デジなったときの対応、ほんとに職員の方、皆さん方、ほんとにご苦労なさったんじや  
ないかなと思います。今のところ、大した混乱もないということで、スムーズなスタートをされてるということ  
では、ほんとに感謝するところであります。

加入率の件は分かりました。

それで、この総事業費の点について、もうちょっとお聞きしますけども。この事業はですね、このパンフレ

ットにもずうっと書かれてありますけども、4つの目的を達成するということで始められた事業でした。その1つが、ブロードバンドゼロ地域を解消する。2つ目が地デジの対応。3つ目、行政情報の周知対策や防災対策。4点目に、携帯電話の不感知地域の解消。この4つが目的として始まった事業です。

で、4番目の携帯電話の不感知地域の解消という工事は、もう昨年から奥湊川でしたかね、ああいう所を中心が始まりました。で、昨年、今年と3,300万円ずつ、合計で6,600万円ですが、工事をしてると思いますけども、このお金は17億5千8百万なにがし、この事業費に含まれているのでしょうか。

ちょっとそれをお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

現在、進めておりますご質問の所につきましては、先ほど言いました17億なにがしの事業には含まれておりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

確か、これは一般財源から出されたと私も記憶しております。

で、17億5,896万円というこの事業費に6,600万円足して、私は4つの目的を達成すると思うんですね。この事業は4つの目的が達成されなきやいけないわけですから。ですから、総事業費というのは正確に言いますと、その17億5,896万円に6,600万円、大体18億2,500万円ぐらいじゃないかなと思いますが。これで、私は住民の方にお知らせしていかなくては、いつまでたっても16億だと。16億で、町の持ち出しは3億弱であると。そういうふうなあれではやっぱりいけないと思うんですが。

総事業費というのは、17億5,896万円に6,600万円を足していく。そういうことでよろしいですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

基本的にですね、確かに、携帯電話のエリア拡大ということはあります。しかし、現在のところ携帯電話のエリアの拡大ですね、不感地域がまだ町内にもございます。この、今6千6百万なにがしのお金を使った以外にもですね、今後整備していかなくてはなりませんので、行政の方としてはですね、基本的に17億5,800万のお金がですね、光ケーブルの事業費ということで推進していきたいというふうに思っております。

以後、その携帯電話不感知地域のほかの地域ですね。その地域については、各年度の予算で対応さしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

何かおかしな話でしょう、課長ね。目的は4つあって、その目的を達成するために、一般財源から持ち出しているわけですよ。ねえ、6,600万円。まだ、これでも全部は網羅していないんですから、今後まだ増える可能性は大いにあるわけですよね。だったら総事業費というのは、この事業目的を達成するためには、今のところは6,600万円足したところでですね、住民にお話ししていかないと。これとあれとは別ですというのは整合性が

ないと、私は思いますよね。

そういうふうには、執行部の方では今後も取つていかないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼しました。

言われることも確かに分からぬでもないんですけども、やはり全体の事業をですね、基本的には先ほど  
の金額で進めたいと。

それで、今、議員が言わされたように、全体が加入した段階で、携帯電話も含めて住民の皆さんに知らせるべきじゃないかというところですけれども。それについてはですね、今後、全体のエリアが解消できた段階で公表したいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあこういう問題はですね、ほんとははつきりしてゐるわけですね。この4つの目的を達成するために、17億なにがしではできないから、一般財源6,600万出してる。まだこれで足りないから、追加があるということです。まあ、町がどういうふうな見解を取ろうが、住民にとってはまあ詳しく言えば分かる話ですが、あまり姑息（こそく）なようなやり方しない方が、私、住民にとってはほんとにいいと思います。

今言わされたように、エリアが全部、はつきり工事が終わった時点での方向を取ることですので、ぜひ、住民の皆さんには正確な情報を執行部として流すようにお願い致します。

それからですね、その総事業費のことは置きますが。

同僚議員のときに、民法を4局にしたいという答弁がありました。

で、これについてちょっとお伺いしますけども、これはテレビ朝日の参入でしょうか。

テレビ朝日の参入はですね、以前、約1億円ぐらい費用が掛かるというお話をしたが、この民放1局が増えるのは無料なんでしょうか。

その点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

民放1局をですね、工法がいろいろあります、どのくらいな事業費ということは、まだ出せてはもちろんないんですけども。基本的には、この設備をするとですね、事業費は増加になるというふうに考えております。

（宮地議員から何事か発言あり）

その業者名については、ちょっとまだ控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

執行部がですね、どういうところでこのもう1局増やしたいと考えられたのか、ちょっとそれもお聞きした

いんですけども。

事業費は出でていないといいますか、テレビ朝日では1億円、大体掛かると言われたんですよ、下村町長のときには。もちろん無料ではないと。で、今は事業費も言えないし、テレビ局も言えないそうですが。

どういうつもりでこの民放をあと1局増やしたいのか、ちょっとそのへんをお聞きします。これ、安い金額でならないでしょう、なかなか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的に総務省の方針と致しまして、全国どの地域でも民法4局と、NHK以外ですね、民法4局という方針で国が進めております。それに基づいて、今、黒潮町3局ですので、4局に増やしたいということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

国はね、進めるかもしれません。でも、これやらなかつたら罰則があるとか何か、そういうことではないと私は思うんですが。罰則はないんですよね。任意参加ではないかと思いますが、まあ罰則があるんだったらお聞きしますけども。

今1局ですね、国が言われるとおりに、幾らかお金は言いませんけども、約、テレビ朝日で1億ですから、そう安くない金額を町が出してですよ、民放1局増やす利点、それは私はないと思うんですが。

幾らか事業費を言いませんので、まあテレビ朝日と仮定してですね、約1億。それをやって民放1局増やしたところで、どういう利点があります。それほど国にですね、国がお金出してくれるらしいですよ。町がそれだけのお金を出してやらなきやならないメリットがどこにあるかっていうことを、町民はほんとに不思議がると思うんですけども。

そのへんはどのように考えて、民放をもう1局増やすということにもう手を挙げてるのか、そのへんをお聞きします。

それで、事業費がいつごろ分かるんですかね、これ。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

民放を増やすというのは、基本的にサービスの向上です。

それから、後段の方の事業費につきましてはですね、まだだいぶ先になろうかと思います。というのは、その引いてくる承諾といいますか、その部分と、それから工事の部分がありますので、まだ調整中というところですので、事業費はまだだいぶ先になるというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

サービスの向上、ほんとに大事なことで、結構なことです。でもですね、ただじやない。費用対効果っていうのは、行政はほんと考えていかなきやならないわけですけども。

今ですね、民放1局増えたところでですよ、大きなサービス向上は、ないよりはましですけども、今、衛星放送を契約しますと、課長もご存じだと思いますけどね、9チャンネルあるんですよ。NHKの2局も含めてですね。今、民放が3局があって、地デジですよ。民放3局と、それからNHKの2局があって、それに衛星を加えますと、衛星がまたそれに9局増えますから、ほんとに有り余るほどのチャンネル、あるんですよ。それでまだですね、1億か何千万か知りませんけども、それだけの事業費を入れてやる、その意味がね、どこにあるかということを問いたいんです。

ていうのはですね、そうでなくとも事業費はどんどん増加していって、大変なところに来ているのに、なおかつこれをしなきやならない。サービス向上という名前は確かに、確かにそれはそうかもしませんけども、お金が伴うことですので。

費用対効果という点では、どのように考えておりますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まだ、どのくらいの事業費が掛かるか算定できておりませんので、費用対効果という部分についてもお答えすることはできませんけれども。

基本的にですね、サービスの向上を目指すということは自分たちの仕事というふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ほんとにね、これ幾らになるかは、今は言いませんから分かりませんけども、私はこれ以上のね税金の無駄遣いをしてはいけないと思います。やめるもんならほんとにやめるように、ぜひ執行部の方で協議をしていただきたい、そう思います。

これ以上言っても駄目ですので、次のことに入りますが。

このケーブルテレビ事業の維持管理費ですが、これも約1億円と聞いております。

で、総事業費が増えてきたわけですが、まあ電柱の数も増えてきておりますけども。その総事業費が増えても、維持管理費、大体1億円というのは変わらないでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、議員の皆さんに出しております運営計画に基づいては進めておるんですけども、あの運営計画の中で、今後の運営計画お示し以降にですね、特別会計での対応ということになりました。それで今後、現在、事業を進めておる起債の償還等、その償還だけでもですね、約1億を超えてくるというふうに思っております。

あと、運営計画そのものについては、そう変わらないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

先ほど、課長が確認で言ってくれました加入率ですけどね、この加入率から来る利用料ですよね、利用料を集めますが。この利用料だけでは、維持管理費の1億円には足りません、当然ね。分かってると思いますけども。この1億円は出てこないんですが、では、維持管理費はどこで貯うのか。

その点とですね、同僚議員の質問に対して、今のサービスでは町民負担は考えていないとの、そういう答弁がありましたけど、この2点ですね。この維持管理費、加入者で貯えない、利用者料で貯えないんなら、どこで貯うか。

これ、ほんとに大事なことだと思いますのでお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、運営の財源の問題ですけれども。基本的に町全体の事業として考えておりますので、通常でしたら普通会計の中、一般会計の中で対応していく運営事業ですので、一般財源の投入ということになります。

それともう1点。最初、1億円という起債の償還等が含まれたら、1億円以上その部分に掛かりますということですけれども、過疎債等を充てておりますので、まるまるその部分が純一般財源とはなりませんので、この点はご承知ください。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私たちは、ご承知のように、このケーブルテレビ事業にはほんとに最初から反対をしてまいりました。何でかって言ったら、もう何度も言ってきましたけども、加入率は絶対上がらないと。この黒潮町では8割強、地上デジがそのまで映りますので、わざわざケーブルテレビに入って、年間1万2,000円余分に払うほどの余裕がそうそう住民にはないので、加入率はそんなに増えないはずだということで、そうなると赤字が出てくる。赤字が出てくれば、今、総務課長が言いましたように一般財源から、いわゆる私たちの税金から投入していくかなきやならない。この事業はずうっと続くわけですから、子どもや孫たちの代までずうっと借金を残していく。だから、この事業には反対しますということをずっと言ってきましたし、住民もそのことで反対署名もしてきました。

やっぱり、今聞きますと一般財源からの購入になるということでは、今後赤字は当然、今の加入率でしたら出ますので、利用料は上げないで、赤字の分はずっと一般財源から投入していくようになりますか。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ赤字、赤字で強調されておりますけれども、基本的にですね、行政サービスの一環というふうに、認識はぜひお願いしたいと思います。

確かにテレビの加入率、インターネットの加入率だけでは運営できませんけれども、行政情報の発信とか防災対策とかいう部分がありまして、それが幾らという部分も算定はできませんけれども、行政のひとつの施設というふうな考えでぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

私は、執行部が大変苦しい答弁だろうと思います。ひとつの施設だから、当然、賄っていかなきやなんない。赤字があれば、私たちの税金を投入していかなきやなんない。住民サービスをやっていかなきやなんない。それはそうです。

でも今、ほんとにお金がないわけですよ、地方にはね。そういうときにこういうことになるから、私たちの税金を投入しなきやならなくなるので、もっと慎重に考えてほしいということであま来ましたけど、実際事業が始まっておりますので、できたらですね、自主放送を中止するようにということも言ってきました。もう始まった以上、じゃあどれだけ赤字を少なくしていくか、住民負担を少なくしていくかということが、私は執行部の経営努力だと思うんです。それをしなきやいけないと思うんです。施設だからですね、いくら使ってもいいとは言いませんけれども、行政サービスの一環として今後ずっと続くのであれば、ほんとに住民は大変です。これは私たちの日々の税金の中から納められていくわけですから、大変です。

そしたらですね、ほんとにサービスというのは大事なことですから、表裏一体ですけどもお金が伴いますので、我慢するところは我慢してくださいという話をやっぱりしていくときにはですね、始まった事業で削れるものは削っていく。先ほどの民放1局が入るのも、お金が1億か幾らか分かりませんけども、もうこういうサービス向上をしてる場合じゃないと、私はそう思います。これ以上税金の無駄遣いをしないためには、まずそれをやめる。それから、自主放送もやめる。やめれないなら、もう最低限にする。そういう方向を取っていかないと、3割強、大体4割弱の方しかケーブルテレビに入ってないわけですよね。加入してないんですよ。行政サービスと言われますがね。まあもちろん、戸別端末機というのは入ってますけど。

今後、私は加入率がね増える見込みはね、ないと思います。人口はどんどん減っていますしね、逆に減っていくんじゃないかなと思います。1年たっても大した恩恵がないんであれば、減っていくんじゃないかなと思います。まあそれは予想ですから、はつきり分かりませんけども。そういうときにですね、どんどん税金を使っていつてる場合ですか、今。

ぜひね、自主放送を減らすなり、その先ほど言いました、サービス向上で民放を1局増やす、そのことをやめていただきたいんですけど。

町長、いかがです。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

自主放送につきましては、これまで申し上げてきたとおりでございます。

また、民放でございますけれども。現段階ではすべてを申し上げることができませんし、また、その段階でもないわけでございますけれども、基本的には総務課長が答弁したとおり、住民サービスの一環であると、そのように考えております。

また、住民の皆さんの中からも、そういう声が多数挙がってきております。それに対応するのも行政の務めであると、そのように考えます。そういうことに対応できる手段があるのであれば対応するべきであると、そのように考えております。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

ちょっとしつこいようすけども、これ、ケーブルテレビ加入者っていうのが、まあ4割弱。その人たちはほんとに、サービスを受けていいと思います。また、戸別端末機のサービスそのものもね、悪いわけじゃないです。それから、先ほども言ってますけど、民放を1局増やす、サービス向上する、それ自体はほんとに悪いことじゃないんですよ。サービスが増えていくということは。でも、それに伴うお金があるので、今、我慢することを我慢していかないと、ほんとに私たちの生活が成り立っていかない。

なぜ私がここで食い下がって言うかといいますとね、この間、国保値上がりしましたね。国保っていうのはやっぱり3割ぐらいですけども、入ってんのは。これは、究極の福祉です。命を預かるもんです。この国保がほんとに払えなかつたら、命を失っていく。病気が悪化しても病院に行けない。私たちの暮らしにはなくてはならない制度ですけども。それを、サービスについて一般財源から投入できないっていうのが町長のお考えでおっしゃいました。でも、これは行政サービスの一環だから一般財源をつぎ込んでもいいというのと、私は整合性がないと思います。住民にとっては、ほんとに国保っていうのは、今は自分が入ってなくても最終的にはお世話になっていく保険ですし、住民の命と健康を守るために行政が保険者ですから守っていかなければなりません。それとケーブルテレビ事業と、私は対等にはもうできないほどの大切な制度だと思うんですが、ここにですね、どれぐらいの赤字投入をするか。

今、明確にそちらが言いませんので分かりませんが、ぜひですね、再度しつこいですけども、税金投入がなるべく少なくて済むように、住民負担がなるべく少なくて済むように考え方改めていただきたい。それはないですか。

もう一度聞きます。これで終わりにしますけど。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

自主放送と、それから民放のもう1局の増設でございますけれども。こちらにつきましては基本的にやらしていただいて、その上で、なおかつ住民負担の軽減が図れるような施策を考えてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

その2つをやつたら、住民負担の軽減がならないから言ってるんですけど。まあ、これ以上言っても意味がありませんので、また住民の方にそのことを知らせていくみたいと思います。

次、4番目の住宅リフォーム助成制度について質問します。

住宅リフォーム助成制度の創設をということで挙げておりますが。長引く不況の中、町内の景気も冷え込み、新しい家があちこちで建つ、そういうような光景は、もう程遠くなっています。新築工事が減りますと、建築業者さん、まあ大工さんや左官屋さん、内装業者さんなど、関連した業者の仕事も減りますし、雇用も減ってきます。町内の景気の冷え込みを長引かせるひとつの原因にもなっているんじゃないかなと思います。

住宅リフォーム助成制度は、持ち家の寿命を延ばすことや高齢化に備えたバリアフリー化などの住宅を改修する場合、そういう場合に町が助成金を出して、町内業者の仕事確保につながるようにする制度です。この制度は、助成金の何倍もの工事をするようになり、経済効果が大きいということで全国的にも関心が高まっており、制度を導入する自治体が増えております。

助成をする対象工事を、バリアフリー化、屋根や壁、畳、ふすま、建具の改修等々、工事費20万円ぐらいから対象にした小規模な工事で、地元の大工さん、左官屋さん、塗装、ふすま、畳等々、中小の業者さんに発注

される工事です。

このような少額の工事で、地域の緊急経済対策になるのかなと思われる方もあるかも分かりませんが、今年の4月、県下で初めてこの制度を採用した須崎市では、1,000万円の補助額に対して申し込みが71軒あり、補助額の7倍の7,000万円強の工事が生まれたそうです。

徳島県の石井町)では、1,200万円の補助額に対し、約1億3,000万円の工事が生まれ、40軒の枠に対して116軒の申し込みがあったそうです。最初、制度は単年度の予定だったそうですが、あと1年、引き続き伸ばしていく方向で話が進んでいるようです。

それから、岩手県の宮古市です。これは震災前の話ですけども。昨年の4月に、20万円以上の工事に一律10万円の助成というのを開始したところ、12月末までに全世帯の1割が申請するなど、爆発的な人気を呼んだそうです。これは2年間の時限立法だそうですが。

このように今ですね、住宅リフォーム助成制度は全国で40都道府県、330市区町村が実施をしております。各自治体の助成をする内容はいろいろですけども、助成額の上限が10万円という所が多いようです。須崎市では、30万円以上の工事に20パーセントの補助、上限20万円までとしているそうです。

地域経済波及効果が非常に高いと関心を集めている制度ですが、黒潮町でも取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長(森下昌三君)

それでは通告書に基づき、宮地議員の、住宅リフォーム助成制度の創設についてお答えを致します。

先ほど、議員も述べられておりましたが、その須崎市のこと調べさせていただきました。

議員のおっしゃるようにですね、増改築やリフォームを実施する住民の方に、工事費に要する費用30万以上に対して20パーセントの補助金。ただし、補助金の上限額20万円を限度として交付する制度内容となっております。

ご質問は、当町でも住宅リフォーム助成制度の創設をということですが、制度としては良い制度だと思いますが、現在、当町では、大型の事業や津波対策の事業などに取り組んでおり、予算的に制度の創設は厳しい状況です。従いまして、今のところは創設については考えておりません。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

最後にですね、大変残念な答弁がきましたけども。私は、前向きに検討しますぐらいのね、そういうお話を来るんじゃないかなと思って、大変期待をしておりました。

ていうのがですよ、もう全国40都道府県、330自治体がね、採用してるんです。導入してるんですよ。なぜこれだけ導入してるか。まあこれですね、昨年の10月はですね、全国29都道府県で175自治体だったんですが、この地域経済の活性化に大きな効果があるということで、今年の4月1日に、今言いました数字、330自治体までですね増えてるわけですね。2倍近く増えてる。ということは、ほんとに今、地方は経済疲弊してまして、大変なんです。小さい業者、中小業者さんこそ、ほんとに仕事がなくて大変。

で、このリフォーム制度っていうのは、入札に掛かって大きな学校を建てるとかですね、大きな建物に参加する、そういう業者さんというよりは、そういう所に参加できない、ほんとに地元の、細々と営業している、

そういう業者さんに対してですね、町が補助をしていく。そして、申し込みがあれば事業費が出てくる、雇用も生まれる。ひとつの経済の回りで行くとい思うんです。これはずっと続けてやるというものではなくて、ま」あ、皆さん1年か2年かというところでやっておりますが、県そのものでやってる所もあります。

まあ、高知県では検討しますという話が昨年だかあったそうですが、尾崎知事もまだ一步進んだところにはいっておりませんが。私はもう黒潮町はねえ、大体何やっても周回遅れですよね、こう言うたら怒られますけど。まあ、エリアメールはやってくれるということでしたが、いろんなことが遅れて始まる。まあ学校給食もそうでしたけども。何やっても遅れていくんじゃなくて、こういうたくさんの中の自治体がですね、経済の活性化にいいんじゃないかなと思ってれば、大体1千万円ぐらいなんですよね。須崎市でもそれぐらいの補助額ですから。

先ほどのケーブルテレビの、その民放1局増やすのには1,000万円じゃ利きませんでしょう。これもサービス向上と言わされましたけど、景気対策としてこれも大きな住民サービスです。こういうところに、どうして私たちの税金を使ってくれないんですか。

町長、お聞きしますが、どうなんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

非常にいい制度だとは思いますけれども、室長が答弁してまいりましたとおり、その制度単独で考慮してまいるわけにはいかないということでございます。一般会計の総枠の中で対応してまいりたいと、そのように考えてるところでございます。

また、先般の質問でもお答え致しましたが、また中学生までの医療の無料化も今後検討材料としてご提示いただきました。これらも検討する課題となっております。

そういう中で、総合的に判断をしていくということをございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

微妙な答弁ですよね、総合的に判断というのは。取りようによつては、少し希望はあるのかなというふうにも取れます。

須崎市の市長さんの答弁はですね、これは議会で要望があったときにですね、このように言われております。

この制度は市内の中小業者の仕事を増やし、地域経済の活性化を図る上で効果があると考えられ、今後、制度設計を検討し、来年度予算に反映できるように検討してまいりたいと、こう言われてるわけです。

私、1,000万円ぐらいにですね、1,000万円になるか、それは内容分かりませんけども、総合的に考えるというのが今、町長の、どう取つていか分かりませんが、そういう答弁がありましたけど。ほんとに総合的に考えて、大きな事業だけやって大変ですけども、町内ですね、そういう業者に手を差し伸べていく。これもほんとに大事なことで、それだけじゃなくて、地域の活性化に向けて町が手を差し伸べる。私は、町長としてはほんとにこれ、いい制度でやっていくべきじゃないかなと思うんです。

まあ、先ほど医療費の無料化。これも今の町長の合弁でやつていただけるような、就学前まででしたから、何歳、15歳まででしたか、やつていただけるような話でしたが。これですね、医療費の無料化についてはもう何回も、私を含め、何人かの議員がずっと言ってきて、大体周回遅れなんですよ。もう幅広ですね、四十市とうちしか残ってない。最後になって、やつと腰を上げるというのがもう黒潮町、そういうところが往々

にしてあります。

この制度ですね、町長ね、質問が出たときに、まあこれは無理だろうと、やらないという結論が出ても、ここでそれを覆すことができるの町長しかおりません。私、もう一度ですね、前向きに検討すると。これぐらいの予算で済みますから、前向きに検討するという答弁をいただきて、やる方向で一步進めていただきたい。それでもなおですね、検討したが、やっぱり今のところは無理だったというんであればまだですね、あれですが。まずですね、やる方向で考えてみる。それは私、大事じゃないかなと思うんですが。

町長としてはそこで決まったことを覆せますので、ぜひ町長に、町民に向かっていい答弁いただけないですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には室長と、それからまた、これまで私が答弁してまいりましたとおりでございますけれども、まあ検討しないという選択肢はないと思います。ただし、前向きにという言葉はここで使うべきではないと思いますので、検討はさしていただくということでございます。

ちなみに、もし検討してやれるようになれば、四万十市には勝てるわけですから周回遡れにはならないと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

検討はするけど前向きじゃないという答弁は、まあどういうふうにとらえたらいいもんでしょうかねえ、町民にとっては。

四万十市はですね、四万十ヒノキを使ったね、補助をしております。まあ、それでも住宅リフォーム助成制度はやっておりませんので。ぜひですね、四万十市、それから宿毛市もやっておりません。幡多地域ではまだどこもやっておりませんので。いや、もうすぐどこかやるかもしれません。トップを切ってですね、周回遡れにならないように。

前向きとは言いませんでしたが、また、再度12月議会でまたお聞きしますので、どのような検討がなされたか。ぜひ、それが前向きに一步進むように、私はお願いしたいです。

これ以上言っても仕方ありませんので、これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時40分

再開 13時30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言を求められていますので、これを許します。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

一部、一般質問の答弁の内容をですね、訂正させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

訂正個所はですね、一般質問初日の、山崎議員の情報通信基盤整備事業の答弁の中で、加入状況のうち告知放送の部分を 97.2 と答弁したようでございます。正確には 92.7 ですので、訂正をお願いします。

すいませんでした。

議長（山本久夫君）

これで総務課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

4番（坂本あやさん）

一般質問をさせていただきます。

今回、私がお伺いするのは、促進協議会より移管された業務内容の進ちょく状況を問うということでございます。皆さん、もう既にご承知のとおり、雇用促進協議会の事業につきましては 22 年度をもって終了したというかたちになっておりまして、そのとき、23 年度にこの事業を継承していただくためにということで、協議会の方から会長名で町長あてに申し入れがあった事項でございます。その事項につきまして確認をさせていただきたいと思って、今回の質問をさせていただいております。

この質問の要旨のとこにございますように、3 点の質問がございます。まず、パッケージ事業についての 3 事業、それから実現事業についての 4 事業、そして、総論として関係機関と協議をしながら事業の継承をしていくというご発言がありましたので、そのあたりについてどのような状況で進んでおられるのか。

そして、この総合的な事業の取りまとめというのはどのようにになっているのか。まあ、誰が、どのような形で動かしているのか、というところが非常に私も気になっておりますので、行政の今の状況をお伺いしたいと思います。

この雇用促進協議会の事業というのは、まさに地域の中で雇用を発生させるという事業でございました。そして、報告書の中にもありましたように、100 人以上の雇用を発生させています。これはまあ小さな雇用も、短期的な雇用もありましたし、また、就労につながった雇用もございますが。地域の中でハローワークや、そういう所には載らない就業、一時的な雇用であるにしてみても、農家の作業や、それから漁師のお手伝いや、そういうことでも地域の中には小さな小さな事業があり、それが雇用につながっていく部分がある。そういう細かな部分についても対応していくこう、そういうような事業の推進もしてきたことでございました。

残念ながら、この事業につきましては 22 年をもって終了しておりますし、そこで雇用されていたその事業推進委員につきましては、お一人を残し、ほとんど地域外に出ていったという現状がございます。

このあたりも含めまして、ご答弁をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは坂本議員の一般質問、雇用促進協議会より移管の業務内容についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、カッコ 1 のパッケージ事業についての課題ですが。パッケージ事業の 3 事業につきましては、後でそれぞれ答えますけれども、次のとおり継承窓口をですね決めて、関係機関と協議をするということで進めております。

まあパッケージ事業そのものがですね、セミナーの開催など人材育成が主体の事業であるため、効果がなかなか具現化されにくいということもあります。そのため、取り組みの強弱はありますけれども、日本カツオ学

会の企画、運営や、高知ファイティングドッグスの誘致活動など、具体的に活動が進められている事業もございます。

その内容について申し上げますが、基本的に各部署で担当しております。総務課の企画係の方でまとめておりまして、各部署への継承窓口ということで、部署をお答えさしていただきたいというふうに思います。

まず、雇用拡大事業の漁業者支援事業ですけれども、海洋森林課の方へ。それから、宿泊施設支援事業として産業推進室の方へ。

それから、人材育成事業関係ですが、農業生産者支援事業として農業振興課。黒潮印の商品開発、販売企画力養成研修として産業推進室。アスリート誘致コーディネーター研修として、同じく産業推進室。また、次の、体験型観光指導員等養成研修、これも産業推進室の方に窓口を移管しております。それから、農漁家民泊支援事業。これは農業の方を農業振興課、漁業の方を海洋森林課です。それから、黒潮の恵みおもてなしスタッフ養成事業というのがあるんですけども、これについては行政と直接のかかわり合いがない部分がありますので、行政窓口としては継承をしておりません。それから、インターネット販売力養成事業ということで、産業推進室の方。

それから、大きな3つ目として、就職促進事業の中の就職相談事業。これもですね、基本的に雇用促進協議会の終了と相まって終了をしております。

それから2つ目として、I、J、Uターン支援事業として、総務課の方が引き継いでおります。

カッコ2つ目の、実現事業についての4事業ですが、次のとおりしております。

この事業そのものがですね、商品開発など具現化されることが多くあり、引き継ぎ書を作成して、それぞれの担当部署に引き継がれております。

まず1つ目として、黒潮印商品開発、販売事業ということで、商品開発、販売促進とともにですね、産業推進室の方で行っております。それから、新規就労者、移住者支援ということで、農業振興課の方で対応しております。それから、スポーツ合宿、体験型観光誘致ということで、産業推進室。それから、一本釣りカツオの高付加価値化、海山共生プロジェクトと致しまして、これは海洋森林課を窓口にしております。

3番の、関係機関との調整業務および事業総括はということですけれども。当事業が終了し、黒潮町雇用促進協議会解散後の事務は、全体のまとめと致しましては、総務課企画振興係が実施しています。

主な事務処理と致しましては、未払い会計処理、それから高知労働局、中村税務署等との調整、ハローワーク、社会保険事務所等への業務の報告というものと、会計検査事務などを担当しております。

雇用促進協議会から引き継がれた事業実施の調整や総括は、継承された所管課それぞれの関係機関と調整取りながら、所管の課長がリーダーとなって進めているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

少し、具体的にお伺いしたいと思います。

今、関係機関との連携を、各課の課長がリーダーとなって進めているというお話をありました。この町の方にこの事業を移管するに当たって、今、担当課のことについては特にそうだったんですけども、まさにそのとおりでございましたけれども。そのときに、各関係機関との協力というところで、商工会との関連とか、それからNPOとの協同とか、それから、特産品協議会への事業の移管とかいうかたちのものが数々含まれていたと思います。

今、ご説明いただいたのは、役場の中での管轄ということだと思うんですけども、その関係機関との協議とか、実際的にどういうことについて進められるような話し合いがなされたとか、そういう面がありましたらお伺いしたいと思います。

商工会の方に移管してほしいと。それから、商工会の方と話し合いを進めながらしていきたいという答弁をいただいていたものが幾つかございます。例えば、パッケージ事業についてであれば、雇用拡大事業についての宿泊の支援。これについては、商工会での継承を望むというご答弁をいただいておりました。それからあと、アスリートの誘致、それから観光のコーディネーターの研修というとこについても、商工会やNPO 砂浜美術館等々と進めていくということも、ご答弁の中にはございました。

それから、特に今、今回の議会の中でも補正が挙がってきておりますので、黒潮町の商品開発、販売事業につきましては、特に雇用促進協議会が継承するに当たっても力を入れてきた部分だと思いますので、特産協の今の現状をお話はしていただいておりますけれども、このときから特産協へ事業を移管し、黒潮印の商品の開発であるとか、販売ルートの確立であるとか、そのようなことについてのますますの発展を望みたいということでお願いしてあつたと思います。

そういうところとの関係、話し合いがどのように進められているのか、お願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどのご質問ですが、関係機関との調整をということですが。まず、現状も踏まえながらご説明させていただきたいと思います。

まずですね、私、産業推進室の担当についてご報告をさせていただきます。

宿泊施設支援事業ということで、商工会での継承を望むということになっております。しかしこれ、今の現状の取り組みとしては、黒潮町観光振興委託事業ということで、砂浜美術館に委託しております事業と、緊急雇用創出事業を活用致しまして、町内宿泊施設の訪問、宿泊状況の把握、観光パンフレット、観光ガイドの配布、のぼりの設置などを、その事業を主に使って実施しておりますので、砂浜美術館、また町、それと商工会にも協力を依頼してやっているところでございます。

それと、人材育成事業については、黒潮町の商品開発、販売企画力養成研修ということで、現在は取り組んでいません。人材育成研修類は、一般、単独での実施は厳しく、何らかの補助事業や助成事業を活用する中で実施することを、今後検討していきたいと思っております。

それと、アスリート誘致とコーディネーター研修の関連については、商工会、砂浜美術館と協力し、8月に行われましたファイティングドッグスの公式戦の開催などを実施しております。ファイティングドッグスの公式戦については、8月の13日に450名の集客を致しまして、また、8月28日に2試合目を、520人の集客をして開催されました。

同じく、アスリート誘致、コーディネーター研修の関連ですが。砂浜美術館委託事業の中で、観光振興委託事業、町単独事業の分ですが。その中で、観光振興支援事業により関東方面に誘致活動に行っております。

その中で、まあアスリートですので、プロ野球選手の自主トレなんかも誘致をしております。主に、砂浜美術館と町とで取り組んでおります。その中で、現在、セ・リーグで首位を走ってる主力の投手がおいでますが、この方を自主トレに誘致をしております。12月ぐらいには来町していただくような予定になっており、若い選手2名ぐらいも同行していただいて、土佐西南大規模公園での施設の状況なんかを視察していただくようにしております。まあ目的としては、この方のニックネームが、カツオ君というニックネームで、黒潮町はカツオ

の町ですので、その話題性をつくっていきたいというようなことも考えて、関係機関で取り組んでおります。

それと、ふるさと雇用創出事業を活用して、土佐西南大規模公園を利用したスポーツ大会および砂浜トレーニングの実施ということで、インストラクターの養成をしながら取り組んでおります。これも、主に砂浜美術館と町とで取り組んでおります。

以前にも議会の方から、いろんなスポーツイベントをして、町の活性化につながるようにというようなご要望もありました。そういうことも含めまして、今年から地域の経済波及に少しでもなるようにというようなことで、新たにその砂浜美術館が企画してくださいまして、第1回黒潮町サッカーフェスティバルというのを開催致しました。これは、9月の17、18にサッカーを行って、19日に砂浜トレーニングというようなことを実施しまして、先週といいますか、3連休の間ですが。まあ大変な雨の中でしたが、高知県と愛媛県の中学校の方が11チーム参加していただきました。

それと、砂浜トレーニングということで、明くる日は雨の中でしたけれども、入野の海岸で、浜松大学の講師に来ていただき、その実践などもしております。そのサッカーフェスティバルのチーム、3チームも砂浜トレーニングには参加していただきまして、地域の経済波及効果としては、宿泊3チームしていただいて、またお弁当など、その食品の関係。お弁当については430個ぐらい販売したようですが、経済波及効果につながったのではないかと思います。まあ、監督さんなんかにも非常に好評で、来年もぜひ実施してくださいというようなこともいただいております。

それと、同じくアスリートの関係ですが。まあ名前はちょっとまだ言えませんが、某Jリーグがキャンプのための西南大規模公園施設の環境の下見に来てくださいました。強化部長さんが来町してくださいまして、西南大規模公園の公園内の施設、体育館、それから筋トレルームなど。それと、入野海岸も全体の環境を下見してくださいました。まあ、まだこれについては、どういうことになるかはまだ分かっておりません。

それと、体験型観光指導員等養成研修については、これも主に砂浜美術館に取り組んでいただいております。これも、ふるさと雇用創出事業などをを利用して、町内の素材調査をし、体験型観光プログラムの作成をして、観光ガイドを養成をしております。

内容としては、ちょっと細かくになりますが、駅からウォークというような、JRとくろしお鉄道を利用した観光プログラムを作成しております。1つは、もどりガツオ祭参加を含めたプログラム。それと2番目に、潮風のキルト展見学を含めたプログラムを計画しております。もう1つは、さしつせそ体験プログラムということで、調味料の製造過程を体験するプログラム。県外者によるモニターツアーも昨年実施致しまして、好評でした。本年も実施する予定です。

それと、インターネット販売力養成研修ですが、現在は取り組みができていません。今後、商工会等と関係の機関で協議をして取り組んでいきたいと思っております。

パッケージ事業については以上となっております。

実現事業については、まず、黒潮印商品開発、販売事業ということで、商品開発と販売促進とがありますが、もうまとまったようなことで報告にはなりますが。現在、特産協において、地域特産品に付加価値を付けるため、商品開発と販売促進に取り組んでおります。具体的には5月から、ご存じのようにラッキョウ漬けの商品を量販店において販売を開始してあるところです。年末から生産が始まる黒砂糖を使った新たな商品を試作中であり、黒糖は始まり次第、具体的な商品の販売を開始したい。また、さしつせそ計画に基づく商品開発を、商工会が主体となって町内5社がこれに取り組んでいるところです。年度内に10点ほどの新商品が誕生する予定です。

そのほか、黒潮印の商品の外販を進めるために、NPO砂浜美術館と特産協が連携してネット販売サイトの構

築を検討しております。砂浜美術館の今まで培ってきたその知名度を活用してですね、検索回数が多分多く入ってくるというようなことを想定しまして、砂浜美術館とそのサイトを立ち上げるために、現在、検討をしております。ただ、課題としては、そのイニシャルコスト、初期経費ですが。初期投資と、維持していくためのランニングコストが課題となっております。

それと併せて、その観光の方でもですね、その商品販売に取り組んでおりまして、黒潮町の知名度をアップするためにですが、県内外への働き掛けに取り組んでいるところです。近隣の市町村、隣接する愛媛県などで開催されるイベント会場に赴き、黒潮町と書いたのぼり、それとカツオのぼりを立てて、黒潮町ガイド、特産品の紹介のための試食用商品を配布しているところです。天日塩などは、ネット購入者が増加しているというふうに聞いております。

それと、これまで名刺交換をした方へメール等での情報を提供し、人から人へ気持ちを伝えることで集客を、特産品の販売につながるを考え、地道なPR活動で黒潮町ファンを増やす取り組みをしております。

それと、販売促進に関係するとは思いますが、そのほかでは町の、ちょっと舌をかみますが、さしつけぞ計画の取り組みに興味を示してくれている、全国チェーンで展開している、まあ高知県内に支店のあります3つのホテルのマネージャーさんやシェフさんたちが来町してくださいます、町の食材を利用して、1ヶ月ぐらいのフェアを計画しております。それで、そのうちの2つについては幡多郡内の食材でフェアをしたいということで、その中に黒潮町もということですが。もう1つのホテルについては、黒潮町独自のフェアを実施していきたいとのお話を聞いております。

私の担当の方ではちょっと長くなりましたが、取り組んでいる状況は以上です。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それではですね、農業振興課が移管された業務内容について、現在どのように取り組んでいるかという点についてですが。

まず、パッケージ事業の3事業の中の人材育成ということで、農業生産者の支援事業につきましては、黒潮町の認定農業者、会員数がですね117人おるわけですけれども。それらの代表者とですね、全国農業担い手サミット、これへの参加とかですね、高知県での担い手サミット、そういう分野への参加とかですね、農業経営改善研修会としての納税相談会をやっておりますけれども、そういう相談会。また、集落営農推進支援事業による集落営農の育成確保の取り組みとしまして、地区別懇談会の実施を10回ほどやったりですね。また、先進地視察を行っております。

それから、農業の場合はですね各品目別に生産部会がありますので、その中でですね、先進地の視察等のですね要望があればですね、県の振興センターですねJAとも協議しながら、補助制度も取り入れれる場合もありますので、そういう取り組みも考えて行っております。

また、この分野とはちょっと違うかもしれませんけれども、高知大学とですね黒潮町の連携協議会という取り組みの中からですね、高知大学の教授で農学部門の教授とですね、七立生産組合との連携ということで、以前にもですね馬荷の方に1回、圃場（ほじょう）に来てもらいましたけれども、圃場（ほじょう）での栽培状況なども視察して、今年はですね、生産組合の代表者2人とですね高知大学を訪れまして、七立栗のですね枝栗生産、販売に向けての課題、そういう助言やですね研修などのお願いをしてですね、また、今月末にはですね、また来町してもらいまして、自主生産組合との勉強会、あるいは協議の場を持つ。そういうことなどの取り組みも行っております。

それともう1点は、パッケージ事業の中で農家民泊支援事業という取り組みがありますけれども。この農家民泊については、佐賀地区でですね1戸の農家民泊がありますけれども、この分野はですね営業のこともありますので、民間のですね自発的参加の希望をまあ望むということで、そういう農家が出てくればですね、できるだけの支援をしたいと考えております。

それからですね、実現事業の分野ですけれども。新規就労者、移住者支援事業での新規就農者の支援ですけれども、これは議員もご承知と思いますけれども、県の補助事業でですね新規就農者の研修支援事業、これを行っておりまして、町の篤農家による研修を行いますね、現在、22年、23年でですね、5人の新規就農者を取り組んでおりますけれども、そのうちですね1名についてはですね、9月から就農というかたちで。

まあそういうことで、今後もですね、振興センター、農協とも、その就農に当たっての支援も行っていきながら取り組んでいきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

海洋森林課の方からお答え致します。

パッケージ事業として漁業者支援事業ですが。主な取り組みとしてカツオ学会ということですが、第2回のカツオ学会につきましては11月12、13にかけまして、鹿児島県の枕崎市で今年も行われます。それにつきましては、高知大学、愛媛大学の役職の先生方とテレビ会議を通じて連携を取り、開催に向けての準備をしております。なお、第3回については、沖縄の宮古島ということで内諾をもらっております。

続きまして、農漁家民泊支援事業の中の漁家民泊についてですが。漁家民泊については、佐賀地区に8軒あります。これにつきましては、佐賀地区を訪れます、一番館を訪れます県外からの小、中、高校生ですか、教育旅行で利用される学生、生徒、小学生が、うちの漁家民泊を利用してもらっております。そういう関係の業者の方の支援も併せて行っております。

それから実現事業につきましては、一本釣りカツオの高付加価値化および海山共生プロジェクトですが。その1つでアオリイカの付け餌ということで、今年もヤマモモの枝を取りまして、アオリイカの産卵場となるように、漁業者の方とともに事業を実施しております。

それから、カツオの高付加価値化ということですが、これについては2点。一番館の通販を通じての直販通販ということでサークルKサンスクと組んで、今年、中元ギフトとしてカツオのタタキの販売を行っております。それから、一本釣りカツオの実演販売ということで、これから秋口にかけて実施を予定しておりますが、10月1日に岡山県の蒜山（ひるぜん）高原で行う予定をしております。

次に、大阪池田市につきましては、10月29、30、2日間を利用して、ここの池田のイベントに出席する予定をしております。

そのほか、徳島県の井川にありますハイウェイオアシス、そこでの販売も予定しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

たくさん具体的に説明していただきまして、この事業が22年度に雇用促進協議会が終了し、それから、行政の方で主体的に事業を持っていただいたことの取り組みがよく分かりました。

そして、そこで1点、各課長にお伺いしたいのですけれども。この事業が移管されてですね、その各課の事

業について何か変化がございましたか。なかなか荷が重くなったとか、新たに、まあ今はちょっとお聞きした中ではですね、海洋と、それから農業の方についてはですね、ある程度今までやっていた事業を一時期取り出して雇用促進協議会が受け持ち、またもう一度戻ってきたかなというような形であり、ハウスの就労者での促進であったりとか、それから漁業のアオリイカの取り組みであったりすることについてはですね、まあ今までの継続の事業の中の一環であったのかなあというような部分もあると思うのですけれども、そのあたりの取り組みがどのようなものであったのか。その課の中で新しい発見があったのか、ちょっと荷が重くなった部分がかったのか。

そのようなことについて、3課長にお伺い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

農業振興の移管された部分ですけれども。議員言われるようにですね、農業の支援的な部分でやっていかないかんということで、そういう取り組みの中でやっておりますので、まあ業務量はですね、確かに少ない人数の中で目いっぱいのところはありますけれども、まあ農業者の支援という点ではですね、こういう面はやっていかないかんというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

産業推進室の方では、その観光とか、そういう面についてはいろいろ補助事業を利用させていただいても取って取り組んでおります。

その中ですね、雇用促進協議会の中で取り組んでいただいたアスリート誘致コーディネーター研修とか、それとスポーツ合宿体験型観光誘致などの点については、その専門的な知識なんかも必要とします。それが雇用促進協議会の中でいろいろ取り組んだことで、いろいろそれが身に付いているように思っております。

担当する者、また、関東の方にも1名の方が、いろいろそういう関係で手伝ってというか委託してやってもらっているわけですが、そういう面でのその専門性の分では、すごい利用できる価値があると思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

海洋の方からですが、1つ、1点。今年初めて、カツオの通販ということで、サークルKサンクスと組んで中元ギフトの販売を行ったわけですが、消費者の方と、その連絡いうか不手際がありまして、非常に迷惑を掛けてしまつたトラブルがあつて、びっくりしたようなことがありました。それが一番大きな印象があります。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、3課長さんの、困ったところはないかとかいうご意見を聞いたんですけども。特に、移管されて各課

の中でこれからも続けて、この事業は継承していくというふうに理解してよろしいのかなというふうに思いました。

ただ、私が心配していましたのは、やはり、かなり事業量が多かったものですから、これがすべて、昨年までは事業の中になかったものが入ってくるということで大変心配をしておりました。またですね、雇用促進協議会でやっぱり人脈的なもの、それから販路、そういうものをつくってきたものを継承していくというのは、かなり難しい面があるのではないかというふうに思っておりました。

特に、特産品の開発、黒潮印の、舌をかみそうな、さしぐせそでございますけれども。このあたりについてはやはり、人と人のつながりというご発言がありましたけれども、一度つくったその取引先というものを維持していくというのは大変難しいことだと思います。そのあたりは、継続は大丈夫なのでしょうか。それもまあ今、課長さんのご発言の中では、あまり心配の中にはなかったようなので、まあ順調に今からも販路を拡大してくださるのかなというふうに思っております。

それと、今のご説明の中にありました、特に砂浜美術館関係の事業の中で説明があったことでございますけれども、雇用の形態です。緊急雇用でしたかね、雇用を入れているという話がございました。これはですね、やはり雇用の期間が限られるということで、今の発言の中で私は心配したのは、雇用促進協議会と同じ形にならなければいけないなというふうに思っています。

私が一番、雇用促進協議会が解散するに当たって心配したことというのは、事業推進委員という人材を3年間かけて育ててきた。そして、その方がやはり地区外に流出してしまう。これは、まあ知的財産の流出であったりとか、何年間かかけて育てた、人材育成してきた黒潮町の損失であったというふうに私は考えています。ですから、そのときにつくり上げた人材が、やはり地元の中で生かされていくということについて非常に大事ではないかなということを、この解散の時期に当たって感じたことでございました。

ですから、今、緊急雇用とか、ふるさと雇用とか、そういうかたちで事業を、大変いい事業だとは思っていますし、雇用は発生させているということで効果はあると思っています。しかしながら、その雇用を地元の雇用として位置付けるために、これからどういうことをしたらいいんだろうということを考えています。

そのあたりの、今後の見通しというのはお持ちなのでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

雇用の関係なんですが。緊急雇用でいろいろ、雇用の場がないということで、場をつくっていってるのでありますけれども。

その緊急雇用で、砂浜美術館については特にですね、内容の深い知識を皆さんがつけていってくれますし、また、自分がその中で働くことで、観光の中のいろいろな広がりといいますか、知識を広めてくれております。反対に、またそういう方を、まあ當時でなくとも何とか雇用できるようにというようなことで、黒潮町のそういった部分ではもう、ひょっとしたらこの人たちじゃないといけなくなるかもしれません。

まあそういう部分で、臨時的にでも来ていただけるように、極力その雇用の場を設けるというか、つくりたいといふうには考えてます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

少し、1年ほど前に返るようなかたちになりますけれども、雇用促進協議会は先ほども申しましたけれども、

地域で働く人たちの雇用の場を助けていく、そのためのスキルアップを図る。それから、そのセミナーなんかを通して、ほんとにその知的な部分も知識として入れていくという課題をやってまいりました。

そして、まあ雇用は発生させることができましたけれども、この事業は厚労省の事業ですので、雇用を発生することについては非常に頑張りなさいという事業でございますけれども、その雇用を発生させるための産業の育成についてはしてはならないというような縛りのある事業でして、非常に地域としては使いにくい事業の部分でございました。まあその中でも、人材育成を含めて、この事業が3年間で果たしてきた役割というのは、今、役場に引き継がれました。

で、雇用促進協議会が役場に引き継がれたときに、私はこの協議会は存続するべきだというふうに、私自身は思っておりました。でもできなかつたのは、そこに雇用を維持するだけの経費が賄えないということが一番大きな問題だったのです。人的に、この事業を通じて7名の方の雇用が雇用促進協議会の中でも発生していました。しかしながら、この方々すべてをですね、地域の中で継続して仕事をしていただくには、やはり財源的に難しい部分があった。今の、緊急雇用の場合と同じではないかなというふうに考えています。

そして、この協議会についてはですね、パッケージ事業と実現事業、まだ延長する可能性は残されていたのです。ですが、このことについては、行政の方ではもう次は継承、継続をしないというご判断でありましたので、雇用促進協議会は解散することとなりました。そしてその結果、人材確保ができないので、今まで育てた人材は、それぞれの雇用の場を自分で見つけて流出していったというのが、この現実でございます。雇用を発生させるためにつくった雇用協議会の人間が、この地域にはほとんど残らなかったというのが、なぜか非常に寂しい現実でございます。

で、今、雇用促進協議会を通して発生した事業については、今、継承していただいて、出た芽については役場、それから砂浜美術館、商工会の方でお育ていただいているというふうに思っておりますので、そのことについては本当にもっともっと頑張っていただきたいなと思っておりますし、これを継続して、黒潮町の事業としてしっかりとやっていただきたいと思っております。

そして、私がこれから一番やっぱり心配致しますのは、こうしたかたちでせっかく若い人たちが一生懸命やってきたことが、その何年間かで終わってしまわないような、その仕組みづくりというのを考えていただきたいと思っております。黒潮町の中で、一番、若くて元気のある職場は、やはり農協であるとか、それから商工会であるとか、役場だと思います。そして、そこで働く方々は、やはり雇用をしっかりと保証をしていただいております。こういうふうに、働く場所が本当にたくさんこの地域にあればいいのですが、なかなかそういう定住ができる仕事がないというのも現実でございます。でも、ないないと言ついていても、私はこれからこの地域を守っていくことはできないと思っていますので、そのあたりをどうするかということなのでございますが。

私たち議会はですね、宮崎の東諸県郡（ひがしもろかたぐん）だったかな、の綾町という所に行きました。研修に行かせていただいたんですけども、そのとき、町長さんだったと思うんですが、お話をいただきました。大変立派な施設をお造りになっていて、Jリーガーの方だととか、それからマラソンの方々だととかが地域に訪れてスポーツ合宿をされているということで、スポーツ合宿を通じたまちづくりということで学習に行かせていただきました。

そのとき、私の中に印象に残った言葉がですね、地域はたくさんいろいろな人たちの受け皿として、いろんな施設を造っていると。そして、その中には職員としてとか、それから雇用を発生させて、若い人たちの就労の場として定着させていく。それが、わが町のスポーツを通じたまちづくりであり、雇用の発生だというお話を伺ったことがございます。私はこのお話がすごく印象に残っておりまして、本当に地域の中で、どういう雇用を発生させていくことができるのかということで考えておりました。

今、今議会の中で特產品開発協議会についての第三セクターでの運営というような議案が出てきています。私はこれもひとつ大きな、雇用の場を創出するという点においてはですね、非常に歓迎すべきものであるというふうに考えています。そして、こういう取り組みがさまざまな部門に発生してもいいというふうに思っています。

例えば、農業であれば、昨日、何か突然、農業法人という名前が出てまいりましたけれども。農業法人をつくって、そこにですね雇用を発生させて、若い方々が農家に研修に行ったり、お手伝いをすることによって農業のやり方を学び、ゆくゆくは自分のハウスを持って事業者になるというような形も理想的なものだと思いまし。しかしながら、そのときに、やはり生活をする土台、やはり子どもを育てられる、そういうふうな環境がないと駄目なんだということは、もう皆さまご承知のとおりです。

では、そのときにどうしていくかというと、その雇用をやっぱりしっかりと保証できるような体制をつくっていくということだと思うんです。いつまでも雇用の場がないないと言っていてはですね、これからの方々の就労の場は誰もつくってはくれないと思います。確かに、大容量の情報基盤整備ができましたけれども、すべてがすべてこの情報基盤整備を利用して起業家になるわけではございません。

そして、この議会の中で何度もお話をありましたように、本町においての一次産業の衰退を何とか免れていくことだと思っています。いつまでも雇用の場がないないと言っていてはですね、これからの方々の就労の場は誰もつくってはくれないと思います。確かに、大容量の情報基盤整備ができましたけれども、すべてがすべてこの情報基盤整備を利用して起業家になるわけではございません。

農業も、本当に若い方が一人で進めていくにはお金が掛かって、財産のない方については農業に就労することもできません。こういったときに、地元の中で、例えば毎日会社に通うようにハウスに行けたりとか、それから授業を勉強するように行けたり、そしてお給料がもらえたら。それから漁業もそうです。そういうかたちのものができたらですね、雇用促進協議会がお金がなくて、もう若い方が流出することがないような取り組みに発展するのではないかというふうに思っています。

1つの事例でございますけれども、雇用促進協議会の1名の方が他県に移られました。そして、その方はそこで家を買い、自分の地域の、自分の町としてお暮らしになっているということです。なぜこれが黒潮町でできなかつたのかということを、私は非常に強く心に痛みとして持っています。その方が、本当にこの地域の中で、一生ここで過ごしていこうと思えば、他の地域でできたことが、わが町でなぜできなかつたのかというふうに思っています。それは、私たち地域の受け入れ態勢、そして、私たちのやってきた事業が、やっぱりそれで終わってしまった、切れてしまった。やはり、一生懸命やってきた方々に対する保証がなされていない。そういう現状があるのでないかということを、この協議会の解散というところから、私は何とか地域を変えていかなければならないというふうに感じました。

こういうことですので、若い方の就労の場ということについて、町長どうでしょう。これからはですね、金の切れ目が縁の切れ目にならないような町の運営というものをですね、考えていくべきではないかなと思うのですが。

その点についてはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、就労の場の提供の基本的認識を申し上げます。

当然、ゼロからスタートできるわけはないので、当然ながら多額のイニシャルが発生してくると。そこについては皆さん、議会の方にもご理解がいただけないと、そのように考えております。しかしながら、特定の人間にずっとランニングを打ち続けていくというのは、これはまた議会の方にもお認めいただけないと。

しかるならば、行政としては一体どういった就労形態を生み出していくのか。それは、いったんイニシャルは突っ込むけれども、そこから次々と就労の機会が創出できるような仕組み、仕掛けを作っていくこと、これが最も重要であると考えております。

雇用促進協議会の場合を取りますと、残念ながら議員ご指摘のとおり、その産業の育成であったり、あるいは新産業の創出であったり、そういうところにハンディがございました。どちらかというと、町としては使いづらいスキームであったと、そのように考えるのは同じ認識でございます。

それからまた、どうせ雇用促進協議会で長期間務められた方で経験をお持ちなので、その方たちにも、実際のところ新会社を設立してみてはどうかという相談も持ち掛けましたが、そちらにも乗ってもらえなかつたと、そういうのが現状でございます。

そうなりますと、当町としましては、これからなかなか役場の力だけで就労の場をつくっていくことは無理でございます。そうなりますと、就労機会をつくるために、役場が仕掛け、仕組みを作っていくことが重要であろうかと思っております。現在、農業振興課、JAと協議を進めしております農業の就労の仕組みは、まさにそういうところでございます。初期投資には多少お金は掛かりますけれども、その後は次々と就農者ができてくると、そういうことが重要であると、そのように考えております。

しかしながら、雇用促進協議会、あるいは現在打たれております緊急雇用、あるいはふるさと雇用再生。こちらにつきましてはご承知のとおり、サブプライムローンに端を発した、経済危機に対する短期的な景気対策でございます。こちらについての趣旨については是非を問うものではございませんけれども、町としましてはそういうところではなく、それを利用して新たな雇用につながっていくと、そういう施策を組む必要があるかと思っております。

この雇用促進協議会から引き継ぎました業務の中にも、いくつか伸びそうな芽のあるものもございます。あまり数多く業務を持ちますと、人員的にも、あるいは財政的にも限られておりますので、すべての芽を摘むようにならうかと思います。芽を絞って、伸ばすところはしっかりと伸ばしていくと、そういう姿勢が必要であると、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

伸びそうな芽があるというときにですね、やはりその伸ばすための方法はやっぱり入れていかないといけないと思うんですね。

で、先ほど、室長のご答弁の中にもありましたけれども、雇用の体制。やはり、継続してやっていけるような雇用を考えいかなければならぬ。やはりスキルを持った人たちの、そのスキルを有効に活用していくということは大切なことだと思いますし、それは、その個人だけに就労を保証するということではなく、その事業の継続性の問題を、私は少し取り上げさせていただいています。それが人的ですね、必ずしもその人が入るというべきものではないと私も思っていますし、その個人の雇用を確実に確保するということではなくして、その事業の形態をやはり発展させていくということ。その、途中で切らないということが大事だと思うのです。

それがなぜそういうふうに言うかといいますとですね、黒潮町、それから、一番最初に、今は幡多広域市町

村事務組合の方で広域観光を持っていただいているだけでも、この観光についての業務のベースというのは旧大方町から発祥しているものがかなりございます。と申しますのは、修学旅行の誘致、それから体験型の観光誘致というものについてはですね、旧大方の商工会から生まれたものが非常に大きく残っております。ホタル狩りであるとか、それから、釣りに連れて行っていただくとか、それから、エビを取りに釣れて行ってみるとか。それが、今の農家民泊、漁家民泊にご要望があるようなことにもなっていますし、それから、修学旅行で来られた方々を小グループに分けて宿泊を見ていこうという、この取り組みの発祥はまさに黒潮町でございました。ただ、それがですね、人が来て、事業種が変わることによって、他の町村で輝いていくという残念な結果を何度も体験しております。

私は、町長が今、伸びる芽があるとおっしゃいました。では、その事業が切れたとき、タイムラグがないように次の手を打っていく、という方法を考えていくべきではないかと思います。そこが空くことによって、今、特産品開発についてはブランクができるし、それがずっと流れていけば、ある程度その事業も順調に流れていったであろうということを私は思っています。

この事業の切れ目をつくらない。それは、人を切らないないということとはまた別にですね必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、事業を継続していく上においてですね、大事なことがあろうかと思います。それは、最初に事業を始めるときに、まず、何がなんでもやり遂げると。あるいは、これは伸びる芽があるという、しっかりとした判断をすることが、まず重要であろうかと思います。

今回の雇用促進協議会解散に当たりまして、会長から幾つかの項目で問い合わせございました。行政が受け継ぐのか、あるいは関係機関に投げるのか、そういうふたぐいのものでございますけれども。こちらにつきましても、行政の産業推進策と、それから雇用促進協議会が独自にやってきたもの。中には、連携を取りながら相乗効果が出てきたものもございますけれども。そういう2つの独立した機関の、互いの方向性の違いがございます。そうなったときに、すべて受け継ぐというのはなかなか現実的ではなかろうかと、そのように考えております。

これから、雇用促進協議会はなくなりましたけれども、産業振興施策は何らかのかたちで打ち続けなければなりません。そのときに、必ずやり続けられるもの、これを選ぶ必要がある。そのためには、的確な情報収集が必要である。あるいは国のスキーム、あるいは県の補助制度、そういうものを熟知する必要がある。そういうふたつ考えでおるところでございます。

それからもう1つは、雇用形態でございますけれども。短期的な、あるいはお一人暮らしの生活を支えられるだけの雇用であれば、あまり難しくないかたちで生み出すことも可能かなと思っております。しかしながら、ご夫婦で、あるいは子育てをしながら、できれば家を持っていただき、黒潮町へ永住していただけると。そういうことのためには、どうしてもある一定の可処分所得が確保できなければならない。そういう政策、あるいはスキーム、あるいはモデル、こういったものをつくっていく必要があろうかと思います。

これにつきましては全力で協議を進めておりますので、来年度の予算、あるいは再来年度になるかも分かりませんけれども、しっかりとしたものを持していく必要があると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、町長のご答弁に出ました、確実な情報をつかむ。そして、補助金であるとか、それから国の事業。そういうものをやっぱり入れてやっていくということについて、私も本当に大事なことだと思います。

今日もございました。いろんなことをやれやれと言われても、懐はもういっぱいですので、誰から、いろんな人があれもやれ、これも言われ、いうて言われても、なかなかそんなできるもんじやないというご答弁が大変ございましたので。やはり、それは各種事業を入れて、できるものはそこで補完していくということについては重要なことだと思いますし、まあ地方分権一括法、平成12年でしたかしらにやってから、ほんとに頑張る地域にお金が入るという時代になってまいりました。まさに、国からの本当に予算の奪い合いということが目の前にありました。

それにさらに加えて、今回の3.11を受けた東日本の大震災がある。こういうことでいくと、非常にこれから予算の獲得というのは難しくなってくるのではないかと思います。

さらに、それにですね、もしこれが一番ポイントだと思うんですけれども。私は、今年の3月だったと思うんですけども、役場の方々の職員さんの意識によって事業の効率も違うし、出せる事業は早く出して、地元の人たちにゆっくり仕事ができるような配分をしてくださいということをお願いしてあったと思います。それと同じことが、この部分だと思うんです。細かく拾っていただきたいと思うんです。地域の中では各協議会、先ほど、松田課長のご答弁の中にもありました。七立栗の生産組合のその事業の中に、高知大学との連携を含めてやっていくというふうなご答弁がございました。それは馬鹿だけではなくて、北部活性化の協議会であったりとか、さまざまな協議会。それから、拳の辺りでしたら紙ですね、和紙の事業がございます。これも、お金がなくなれば動かない事業があります。やっと出た芽が、その事業費がないこと。それから、やっぱり人が動かなければなりませんので、その人件費がないことによって、やっと生まれてきた事業が、また芽を摘まれることになります。そのときに、継続した補助事業の導入であるとか、その事業がなくなったときには、次の事業をどう入れていこうかということが私は大事だと思っているんです。ここがないから、雇用促進協議会はひとつの例に取りました。これは一例にしか過ぎません。そういうことが地域の中では起こっていくということです。せっかく出した芽は、やはり育てられる環境をつくっていただきたい。それに気が付くのは、役場の職員の方々でないとできないことがあるのです。

民間はいろんなことをしたい、やりたいと思っています。でも、事業費には限りがあります。そのランニングコストもイニシャルコストも持っていない人たちがたくさんいます。そんなときに、ある程度やっぱり細かく拾っていかなければ、その事業は生まれもしない状態で死んでいきます。ここをやはり皆さんに、今日、この雇用促進協議会の事例を取りながら、私はお願いしたいと思っております。

町長、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず民間ですと、何かの起業をする、いわゆる就労の場を、就労の機会を自ら創出し、そこへ就業すると。そういう場合ですね、どういった作業が行われるか。それは、1つはイメージをしたものを見現化していく。その中で、しっかりと経営計画を立てていく。あるいは資金繰り計画を立てていく。そういう精密な書類を持って、銀行にお金を借りに行くわけです。

行政の場合は、私も1年少しおきましたけれども、そのところがまあ完全に緩いといいますか、民間と比べるとはるかに緩いわけでございます。産業推進室には特に言っております。経営計画、銀行で通る経営計画

を出してこいと。まあ、その判断が僕にできるかどうかはまた別問題でございますけれども。そこまでの経営計画がないものについては、公的資金は投入できないというのが私の持論でございます。

そうなりますと、少し余談になりますが、今回、三セクのお話も出さしていただきました。こちらは、特産協の自体の、本体だけでの資金繰りでは経営は成り立たない。そういう観点から、資金注入のための手法が第三セクターであると、そのように判断し、予算計上さしていただいたところでございます。

そのほかにもさまざま挙がってまいりますけれども、そちらにつきましても、とにかくその事業が成功するかどうかともちろんでございますけれども、この行政職員がその経営計画について判断できる目を持つといったことが、これから求められようと思っております。第3次シミュレーション、本年、83億の予算を組ましていただきました。平成31年、58億5,000万でございます。投資的経費に至っては、3億4,500万。ここまで来ますと、もう既に、町が投資をしながら地域の経済を活性化していくというのは全く無理でございます。そうなる前に、仕掛け、仕組みを作りながら、地域で自立していただく。そういうところに投下するべきであると思っております。そのためにはしっかりと精査をし、その代わり、伸びる芽と判断したならば、多額の投資もいとわないといった姿勢が行政に求められている。そう考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

大変いいご答弁をいただいたので、一言、もう1つ質問したくなったのですけども。

私は、高知県が行っている産業振興計画には、いまひとつ疑問を持っている者です。ということは、今、町長がおっしゃったその事例というのは、まさに産業振興計画の部分でございます。

ただ、私はいつもこの黒潮町に、産業振興計画がどこでマッチしていくのかなということを考えたときに、なかなかすべてですね、この変革は、乗るものと、やっぱり乗らないものとがはつきり区別されているなと思います。産業振興計画の中に乗っていくものについては、もちろん町長がおっしゃるように、やっぱり収支の計画、それからコストの問題、すべてやっぱりやっていかなければなりません。

しかし、私がもう1つ考えているのは、集落を維持していくということの小さなコミュニティーの産業。私は、高知県の中には2つの産業がいまだにやっぱり存在すると思うんです。私が今ちょっとお話しした、役場の方々の目線をどこに置いていただくかということについてはですね、もちろん、町長のおっしゃった目線ももちろん大事だと思っておりますし、それはいろいろな企業がやっていくべきであるし、企業をどんどん育てていって、雇用も発生させなければいけないということで、まさにそのとおりでございます。

ただ、私が協議会という名前を出しましたのは、その協議会が大手の企業に発展するかというと、なかなかそれは難しい部分があるということで、協議会というのを引き合いに出させていただきました。その協議会というのは、やっぱり地域を維持するため。やっぱりその自分たちの集落を、そのコミュニティーを回していくために存在するものが協議会であると思っています。そういうところにもうひとつ、行政の目を向けていただきたい。

これはなかなかですね、基本的に言うと、私はこれは福祉だと思います。産業というよりはですね、どちらかというと、その福祉の目がほんとに強い部分だと思うんですけども。集落を維持していくために、小さな小さなコミュニティーに対する支援というのが、役場にもうひとつ求められると思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員のおっしゃられるとおりでございます。

しかしながら、持論でございますけれども、少し役場の中で地域振興と、それから産業振興が少し混合されると、そのように考えております。

地域振興は地域振興で、しっかりやってまいります。また、やらなければならないことでございますし、行政の責務としてもプライオリティーの高いものであると、そのように認識しております。しかしながら、あまり地域振興に目が行きますと、本来の目的である産業振興、こちらの方がおろそかになると。

先日ですね、産業振興の担当部長さん、来町されまして、ヒアリング、聞き取りをされました。産業振興計画についてどう思うか。現在、県が進めております産業振興計画の柱は2つでございます。地産地消と、地産外商。いわゆる地元で取れたものを地元で消費し、地元でお金を回すのがまず1つ。それからもう1つは、地元で取れたものを外に売っていって、外貨を稼ぐ。これが2つでございます。しかしながら、もう1つ視点を加えてくれと申し上げてまいりました。それは外産外商でございます。よそから材料を仕入れ、うちで加工をし、外へ売っていく。

今の黒潮町の就業機会の減少、あるいは倒産、あるいは雇用の場の喪失。これらの原因がどこにあるかと、自分なりに少し分析をしてみました。圧倒的にマネーサプライが足りないというのが私の持論でございます。平成10年に350億を超えていた町内の総生産、平成20年には299億でございます。ほとんどが公共事業でございますけれども、ここでも雇用の喪失が起こっております。それを回復するには、いかなる手を使ってでも町内に流通するお金の量を増やす。つまり、マネーサプライを増やすと。これ以外には手はないわけでございます。

そうなりますと、地域振興とは少し違ったかたちでやる必要があると、そのように考えているところでございます。少し時間はかかりますが、必ずそういったことを具現化できるような施策を組んでいく必要がある。そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

具体的に町長がお考えになっていることというのは、やはり商店街、そういうふうな地域の基盤をつくり上げていくということになるのでしょうか。それとも、その地域の中にある産業を育てていくということなのでしょうか。

そのまちづくりの基本的なところに、やはり大きな事業も入ってきますし、町の構造はほんとに変わってまいりますけれども、町長が外貨を稼いでいくということで重点的に置いている部分はどの部分になるのですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘のとおり、国道56号大方改良が進ちょくしてまいりますと、町の姿が変わってまいります。その中でも、移転対象の店舗がございます。この方たちには、今までよりも有利な立地条件でご商売をしていただく。これもひとつの、外貨の獲得の施策のひとつだと思っております。しかしながら、抜本的というには少し足りないのかなと、そんなに考えております。

それからもう1つ。ご商売をするときに、何でもそうですけれども、何か有利な部分があって、そこを伸ばすのが成功の要因の1つであると、そのように考えております。そうなりますと、当町の武器は何であるのか。これは自然であり、これは観光に生かされるものであろうかと思っております。

それからもう1つは、田畠でございます。これは一次産業に生かすべきでございます。

こちらにつきまして、しっかりとお金になる仕組みを作っていく。ただ来ていただいて、満足していただくのではなくて、それが、しっかりとお金が落ちる仕組みを作っていくなければならない。

例えば、できるかどうか分かりませんけれども、海浜利用税の設定ができるのか。あるいは、その代わりに地域振興券で駐車場料金を取れないのか。そういうふたつフレキシブルな考えも必要であると思っております。

また、農業につきましては、現在、鋭意JAと協議を進めておりまして、少し、ちょっと提案させていただくときには大型のプロジェクトになろうかと思いますけれども。こちらにつきましても、イニシャルは掛かりますけれども、まあ年々、就労者が確保できること、そういうふたつ仕組みでございます。

ご夫婦で生計を立てられるビニールハウスを、施設園芸をやっていただきますと、売り上げが約1,000万。

2.5人の農業従事者で、1人の関連雇用が生まれます。そういうふたつを、しっかりと分析をしながらやっていかなければならぬと思っております。

またもう1つは、移住者でございます。こちらも、これまで漠然と、移住者が来ると経済効果があると言わされておりましたが、退職されている、あるいは現在働かれている、そういうふたつで移住者が来られると、お一人当たりの経済効果が108万円ございます。これプラス、交付税が20万あるわけでございますから、二人夫婦で来ていただきますと270万ぐらいの経済効果があると、そういうふたつことでございます。

そういうふたつ、しっかりと基礎資料に基づいて、間違わない施策を組んでいく。これが必要であると思っておりますので、今後もまあしっかりご支援、ご指導いただきたいと、そのように考えております。

(坂本議員から「ありがとうございました。以上で終わります」との発言あり)

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

この際、2時55分まで休憩します。

休憩 14時45分

再開 14時55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

11番（森治史君）

それでは、一般質問の通告書になるだけ従うての質問に致しますが、時々、脱線があるかもしれません。そのときには、恐らく議長の方から待ったが掛かると思いますけど、よろしくお願ひを致します。

1問目ですが、情報基盤整備事業、後からは光ケーブルというように発言をさせていただきます。

もう配線事業、いわゆる線の事業は済んでいると思います。町内の住民の方から、町が四国電力またはNTTの電信柱を借りて、光用の配線を通すべく、これが、光のワイヤーが通っていない、正式名、私、分かりませんけど、ワイヤーの入ってらせんになったコードが張られておるとの話があり、住民の方と一緒に私が現地に行き、確認をしてきました。その方が、光ケーブルの配線は、町内全域の設計図面に基づいて工事をされていると思うと。事業が済んでいるのであれば、恐らく、これの担当だった情報の担当の職員の方々は何かと業務はご多忙とは思いますが、やはり設計図面で全町内の調査をされておると思います。これはまだ、事業が済んで間なしですので、もしされてなかつたら、まあそういうことの確認をすべきではなかろうかと思います。

このワイヤーの撤収をされる考え方を、もし、調べた結果、不必要な、そういう配線があるならば、町が撤収

をされる考え方のか。

また、借りてる電柱については、契約で借りていると思います。必要な電柱は解約すべきだと思います。まあ、それはいわゆる十何億という予算の中でやっております。今後、維持管理費の中に、いわゆる借りてる電柱の加地子（かじし）が要ります。そういうことを考えた場合に、必要ないものは撤収をすべきだと思いますが。まあ、町の方がそのお金、住民の方に言わすと、配線を撤収するにもお金が掛かるが、配線工事をされた会社がその経費を持つのか、との声がありますが。町として必要のない場所の契約、電柱の契約の解約をされるか。また、撤収、いわゆる線の撤収についての負担についての執行部の考え方を問いますが。

まず、私一応、番号を書いて、一応通告書の方に出しております。それで、まあ恐らく質問があるということで、確認には行っていただいたと思うが、そこも含めて答弁をいただきます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、森議員の一般質問の情報基盤整備事業のうちの、カッコ1のご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

まず、現地調査したかということですが、現地の方、調査を行いました。

ご質問の所はですね、既存電柱に共架させてもらつておるわけですが、この既存電柱の共架のときにですね、張力調整のために必要なということで、必要な工事でございます。途中での控え線の設置も折衝したところでございますけれども、田んぼであることからですね折り合いがつかず、現在のように仕上げております。

なお、このようにしないと、共架が認めていただけないという状況でございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

総務課長の答弁では、これ、共架が許可にならざったという答弁ですけど。これ、1、2、3、4、5、6本向こうまで要るんですか。しかも曲がって、西側の下まで行ってますよね。

で、私が見るにも、必要なものであろうと思うところは計算には入れられませんので、今のがでも本当を言うと1本はのります。1、2、3、4、5本。この間で支線が取れんと言うけど、町道の農道がありますよね。そこに取れんことはないと思います。どうしてこんな遠くまで要るんです、共架。それはまっすぐ引っ張つても、どこかでは一遍、支線を取らざつたらいかんというように、私は素人ですので分かりかねますけど。どう考えたかで、長いとこ、これ、100メートル、200メートル以上引っ張つちやうと思うんですよね、線を。

最初はねえ、この近くにある倉庫、作業小屋、そちらに引っ張るためのがと思いましたけど、そこにはどこにも入ってませんし、この何百メートルも引っ張るだけの時間、経費、これだけでもすごかったと思います。

それと、加持の田村にしても、これも1、2、3本。どう考えたかで、途中で町道、農道があるんだから、そこに引っ張れば済んじようと思うんです。これは恐らく、最初にやった設計のとおりにやった事業と思われます。そして、小川地区の猿飼。ここなんかが、どうしてこんなに要るかというような感じで。家のない田んぼの中、ここもう宅地になる可能性のない農地改正のやつた所に。1軒の所にある方は、向こうの集落の方から来て、そこからまだずうつと何百メートルも引っ張つてます。で、これが他人の土地だったら、それはちょっと問題があつてどうこうかもしれませんけど、すべて町道か農道かの所の敷地の中にある電柱ですから、これ私、言ってるんですよ。これが人の敷地の中にある分だったら、それは分かりますよ。引くだけでも、ようけ

ない経費が掛かってると思います。

これを絶対要ると、今、総務課長のあれば必要で、許可にならざったと言いますけど、こんなに引っ張らな許可にならんもんなんですか。これは、住民の方見てもそれは頭かしげますよ。素人の私が見に行って、どうしてこの田んぼの中に要るかなと思ったんです、猿飼は特に。

それと、この井ノ谷の奥のあれに行ったときに、どうしてここまで引っ張らないかんか説明つきませんよ、これ、問われても。やはり、精査するいうことも必要やないですか。事業のときには分かららったかもしかんですけど、それは精査せざつたら、毎年これNTTだったら1本、まあ行政だからというので1本1,200円、年間使用料が。それから、電力さんが900円やったかな。800円か900円やと思います、電力さんが。それで、まだ足らんからいうて自営柱も立てていってよね、追加で自営柱、立てたでしょう。そうやっていく中で、こんなにして残すんですか。これ、要る言われてもなかなか、その専門的なことになろうかと思いますけど、ちょっと理解がいきません、要りますと言われても。また、私、よう説明しません。

このような答弁では、私、その一緒に行た人に、実はこれ、全部要るがらしいですと。共架の関係で要ります。これちょっと、私はよう説明になりませんがね。もともと、こういうような図面を引いて、図面どおりにやっちょうと思いますけど、本当に要らんものやったときにどうします、これが。どう考えたかて、途中で支線を引っ張れば済むという、私、素人なりにでもそう思いますよ。こんな、猿飼なんかでもほんまにこれ、田んぼの中へL字にはわしちりますけど、農道の端を。1、2、3、4、5、6、7本。猿飼の10号のどこから控えを取ったら、素人なりですこれ、ごめんなさいね。だったら、あとは要らないという感じになりますよ。それが、他人の土地ですか、あの農道ってのは。ここは農道か、すいません、町道か、確認は取っておりません。けど、恐らくこれが私有地とは思いません。ちゃんと舗装もされてる部分もあるし、ちゃんと田んぼとの境もありますので。そんな、必要ですいうことを言われたかて、それ納得いきませんよ。

これ、年間考えたときに、ずっと永遠に払っていかないかんもんですからね、これ。事業はもう継続されていくんですから。もうちょっと町内全部、調査してみて、やはり途中で支線引っ張るなりして、それで大丈夫いう所が見つかれば、やっぱりその経費を今から入れてでも後の、今は、工事が高くなるでしょう。けど、その後のことになってきたときには、やはりその何本か、5本だったら4,000円、9本です、4,500円ですか。10年たてば4万5,000円。そういう計算にしていったら、後には経費の削減になると思いますよ。

本当に要らないというように言えますですか。それならそれでよろしいです。私、その方に、総務課長の方からこれは絶対必要と。四国電力さん、もしくはNTTさんから言われておるというように説明致しますし、また、そういうような契約書もあれば、そのコピーを頂けたら、その方にも見せて納得していただけると思いますので。

その、絶対に要ると、共架の関係で必要なという答弁でしたので、それを立証するものを頂きたいですが、私の方が。説明がつきません、一緒に回ってもらうた人に。そのへん、町が出せるか出せないか。また、全体にどんだけこういうかたちになっちょうか調べる意思があるかないか。

その2点だけお尋ねします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、これはお答えは1つでございまして。共架のために必要なという部分でございますので、その点をご理解願いたいと思います。

全体というところですけれども。自分たちもですね、この質問の内容を見まして現地確認し、業者の方とも

話し合いを行いました。その中で、今、答弁したとおりですので、ご理解願いたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

違います。これに対する。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 15時 10分

再開 15時 11分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

書類の提出ということでしたけれども。基本的に、書類での契約といいますか、それではないので、書類の提出はできません。書類がございませんので、できないということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

もうこれは、そこはもう言うても始まりませんので、また何かのときの折に、また質問させていただきます。

2点目になりますが、光ケーブルのテレビの加入された住民の方の話によりますところでは、室内にあります端末機から、テレビを置いてる部屋への配線工事ならびにテレビをつないで映るように、見れるように、調整までの工事費用ですが。Aさん宅は、テレビの購入とは別の店の方に工事をお願いし、その代金が1万2,000円掛かったと。ほんで、Bさん宅はAさん宅よりも配線は部屋の関係で長く引っぱってもらっておりますということで、購入時のお店で、購入と同時に工事をしてもらったところ、相手方1万2,000円と聞いてましたんで、どんだけ請求されるか思うたら4,000円で済んだと。大きな差があるが、どうしてなのかと。

で、これについては、一応私もその方と話して、行政が一般の商行為に介入できないことは理解をしておりますが、この光ケーブルの事業そのもんが町が推進した事業なのだから、そのへんが何とかできなかつたかと問われております。彼女も、女ということが分かつてしましましたけど、その方も民間の仕事に行政が口を突っ込めんことは承知です。あくまでも承知やけど、あまりにも町が執行した事業でありながら、何でこんなに差があるかと。3倍の差というのはびっくりしました。

で、まあこの件につきましては、佐賀地区でもそういう接続のかんする、買ってくれたとこ、買うてない所で差があつたことで問題になつたことで、私の記憶が間違いなかつたら、先の議会の中でも同僚議員からこの質問が出てたと思います。そのときに、その方も住民に分かり得る取扱説明書を配布すべきではなかつたかというような発言があつたかというように記憶をしております。また、これ、メーカーで、テレビというのが難しいのは、各メーカーでリモコン操作が若干違うのでうまいこといかんとあるかもしれませんけど、まあそのような問題が指摘されたと思います、6月に。そういうことがあったとして、この7月までの間、まあ短い期間ですけど、まあ。

佐賀で起こったことは当然、大方地区でも起こり得るということを想定して、テレビの調整の取扱説明書を

加入者宅に事前に配布するような考えは持つていなかったかどうかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、カッコ2の方のご質問にお答えしたいと思います。

議員の質問の中にもありましたけれども、この問題は前議会でも同じようなご質問がございまして、お答えしたところですが。家庭内ですね、テレビの台数とかコードの延長とか、状況は個々違いますので、従いまして、公共部分と個人でお願いする部分を区別をさせていただきました。

そこで、ご質問の問題といいますか、そういう状況が出てきまして、基本は個人と業者の合意に基づくものと考えまして、業者ですね、町民の皆さんから依頼があり施工する場合、施工方法と全体事業費を説明して、合意の上でないと実施しないよう、お願い文書で周知を致しました。その後トラブルは、自分の所までは届いておりません。

それから後段の方ですが、取扱書の事前配布の件ですけれども。家庭により機器メーカーが違いもありますので、その対応はできておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

もし台数が違つてましたら、その方も私に疑問点として投げ掛けてきてないと思います。うちは1台やけど、向こうは3台やったというようなことだったら、そういう疑問として私に、どうしてこうなったというような話はなかつたと思います。まあそれはその方も、民間の仕事に行政が強制はできんということは理解してもらってますけど。やはり、これが17億というお金を突っ込んでやつた、行政がやつた事業だから、そのへんで理解が得られてないと思うんですよ。町が推進した事業でありながら、何でこっちが払うときにはこんな差があるがという感じですね。

で、まあパンフレットについては、やはりもうちょっと、つなげ方の説明とか、それはしてあげたら、テレビの説明書で、何とか家の中で若いもんがおれば、また近くの若いもんがおれば、それは接続して見れることになったかと思います。まあ、もうこの問題、今から言うてもこれ済んだことですけど。まあ、次回、こういうような事業はもう組まんと思いますから、こういうようなお金の要つて、後でこういう問題になるようなことはせんと思いますけど。やはり、もうちょっと事業するんであれば、きめ細かな気配りというもんが必要じゃないでしょうかと。

まあこれについて、もし何かの事由があるときにはどうするか。気配りについての答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ今回の事業は、町では大変大きな事業で、また、町民の皆さん全員が関係する事業がありました。質問以外にもですね、いろんなだんだんのご質問とか疑問点、それから問題点、課題、出ております。

行政なりに反省をしてですね、今後、関連するような事業がありましたら生かしていくふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これは地区は出口ですけど、まあその地区の住民の方とお話ししたときに、まあ、もう既にこれ、こうやって出してますので、調べて済んでると思いますけど。話したときには、光ケーブルのボックスは屋外への取り付け工事は済んでおるんだけど、まだ家の中の工事は済んでないとお聞きしたのが8月の末時分だったかな、その時分にお聞きしたことながですけど。

また、別の方は、家の告知放送はいつまでたっても試験放送が出てこんと。ほんで、地域の懇談会で出席した際に行政にお尋ねすると、そのときの職員さんの説明によることは、告知端末機の中には放送5回分まで収録できるようになっておりますと。6回目の放送が入ったら、自動的に前の分は消滅しますというような説明を受けたけど、で、私の所はいまだに試験放送しか流れておらないというような話をお聞きしております。

で、こういう話を聞きますと、本当に、光ケーブルの事業というものが本当に完了しておるのか。

そういう点についてお尋ねを致します。

（議場から何事か発言あり）

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、通告書に基づきましてのご答弁をさしていただきたいと思います。

情報基盤整備事業のカッコ3の方になりますけれども、工事の方は、契約に基づくものは基本的に完了しております。工事の実施と並行してですね、加入申込も進めてまいりました。まあもちろん、現在も加入申込は進めておりますけれども。工事の進ちょくに合わせて、だんだんといいますか、次々とといいますか申し込みがありまして、工期の最後の方になりますと、工期のこともありますので、一定期限。事務の中では6月9日ということで業者と打ち合わせをして、その日を期限としてですね設けて対応して、それまでに申し込みがあった部分については完全に完了さそうと。それから、その後、申し込みがあった部分でも、できるだけ事業に参入した対応をしていこうということで確認を行いました。

従いまして、遅くなって申し込みがあった部分につきまして、一部でですね。工期後に申し込みがあった部分等につきましては、完了できていない部分もございます。

ご質問の部分がどこに属するか、町の方でもつかんでおりません。不明ですので、具体的な事例がありましたらですね、ぜひ担当の方にお知らせ願いたいと。個人の方で結構ですので、町なりサポートセンターに電話していただいて、まだ済んでないということをぜひ申し出てもらいたいというふうに思っております。

それから、告知放送うんぬんという部分でございますけれども。これはですね、もうお分かりのことと思いますが、放送内容により判断していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

いや、放送内容じゃなくって、その試験電波の放送中いうがしか流れてこんということで、その方は私に疑問を投げ掛けたがです。もう当然、既に地域の懇談会があった時分には、そこには付いて何日もたっちょうと思います。それまでにちょこちょこ放送が入ってると思います。

それから、5回目が入って6回目が入ったら、先の方の試験放送は消えていくというのに、いつまでたってもわしく、うちくは、それしか流れてこんというから問うたんです。

で、もうほんと言うたら8月ですので、地デジの対応で、もう7月には試験じゃなくなつてたと思いますのでね。そんだけ長い時間がそれであるのは、つなげ方が悪いがか、道具が悪いがか。そこらへん分かりませんけど。

そしたらあれですか、その方には役場へ連絡するか、センターに連絡してくれということを、問われたときには言ってくれということですね。本人が言うてこん限り、役場からは調べることもないし、そういうことはできないから、ご本人に役場の方へ連絡をしてくださいということですね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

個々の問題につきましてはですね、ここで誰それですと言っていたいたら、すぐ対応するようにしますけれども、そういう問題ではないと思いますので。

個々の問題につきましては、ぜひ担当の方に電話いただいて、こういう問題があるぞということをぜひお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

4つ目の質問になりますが。

これも、ある地区の方から、行政が推進している光ケーブル事業に対しての加入の同じ書類をどうして、まあ向こうに言わしたら2回も送ってくるかと。で、なおかつ加入促進についての臨時職員さんの方が訪問を受けたと、その方も。ほんで、きっちと説明も受けましたと。よく聞いた上で、その方は事業に加入は致しませんとはつきりお断りをしたのに、なぜ私の家に同じことで再訪問をされるのか。

このようにね、事業の、これがね、2回送ってくるがも経費やし、雇うた人もそうやって、最初にはつきり断っており、ところにもう一遍来るいうことが、どうしても合点がいかんと。そういうこと自体が無駄遣いじやないかと、費用の。事業費の無駄遣いという、まあ批判の声が私に届いております。

このようなことは、執行部はいわゆる細かいことまで、事業のことについては指示をなされてないと思いますけど、やはり地域の住民にしてみたら、同じことでおんなじものを何遍も送ってくるということは、我々の、たとえそれが、いろんなところの起債でやつちよる事業であれ、我々の、住民の税金でやられてると。いずれ返すときにはいきますので。そういう関連があります。

まあ、この方に言わせてみたら、これだけじゃないよと。役場の送ってくる書類なんかって、ほんとにこういうように無駄が多過ぎるということも指摘されました。ほやからそういうことで、このようなことの質問を受けておりますが、どうして、恐らく、加入の促進のためにそういうようにやられたと思うんですが。

そのへんの事情を、一度きっちとお聞かせください。その方に再度会ったときに、あなた方の考え方をその方にお伝え致しますので、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは森議員の、同じくカッコ4の方のご質問にお答えしたいというふうに思います。

この事業のですね、進める上での最大の課題は、やはりもう何回も申してきましたけれども、町民の皆さんですね、趣旨や内容をいかに正確にですねご理解いただくかということあります。特に全戸が関係するもので、手抜かりがないように対応致しました。

このパンフレットも何回も何回も出してしまって、どのががどれという状況では分かっておりませんけれども、同じ書類が2回も送られたというご質問ですけれども。家庭内でのですね世帯分離等もあり、その方がどうかちょっと分からんがですけど、やむなくそのような対応になった所もあるかもしれません。そのようなところで、ぜひご理解願いたいと思います。

それから、加入促進での再度の訪問という部分ですけれども。この事業をですね、広くPRするには、どうしてもそのような、2回、3回の訪問もしておりますので、その点でまあご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

これね、この方がねすべて書いてね、私も悪う、ところはありますけど。この方は、地区内でたった一人だけ加入はしないと、はつきり明言しちょったらしいです。そのために、最終的にそのほかも入ってきたときに、その告知端末機はただで付けてもらえるがやけん、あんたんとこも付けたらどうぜという話が入ったときによね、その方は、あんたんとこだけらしいやいか、という言葉があったというように、私、お聞きしたんですよ。電話くれた友人から。お宅の方から雇われた方がずっと戸別に回ってきて、告知端末機もしくはテレビの加入なんかを促進していく中で、もう最後の際の方になってきたときに、その知り合いの方から、加入しちょらんとこは、あんたんとこだけみたいらしいやいか、というような話が入ったけど、これは下手したら、その方が何も言わられたから私もあるんですけど、回ってる人がそんなこと言うてよろしいんですか。他人の家へ行って、あこだけが加入してないというような、なんぼお友達の家であろうが何しようが、そのようなあこだけというような感じの表現をした。まあ向こうが、それについては何も私に言ってないですけど、私、そのもんもおかしなことやないろうかと思います。その方に、また来てもうたいしたことだから、3回同じ方に訪問を受けてますんですね。1回、説明を納得して聞いちょうところへ、そうやって何遍も行くいうこと自体がよね、いろいろその言いようことは分かりますよ。分かってもらうためにどうのこうのいうて言ってますけど、こういう説明の仕方っていうのは、経費の無駄遣いいうご指摘を受けても仕方がないと思います、住民の方から。

今後、いろんな事業があろうと思いますけど、やはりこういうようにして無駄な回数を踏むことは時間の浪費だと思いますし、特に相手の方の時間を頂戴する関係で、大変相手に対しては不都合なことだと思います。今後、このようなことが起こらないように、職員さんも今からかかわることもあるかと思います。

そういうことについて、こういう特別な臨時さんじゃなくって職員さん全般について、このような、相手方の大変な貴重な時間を食い込むようなことはないように指導されるかどうかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ほんとにですね、この事業を進めていく中でいろいろなご家庭がありまして、まあ夫婦間、親子間でもいろいろご意見がまちまちです。それらをすべて、家庭の窓口といいますか、その方というわけにはいきませんの

で、訪問させていただいた段階で、それぞれのご説明をさせていただいたという状況にあります。

そういう状況ですので、再度の訪問と、3回目の訪問ということもあったかと思いますので、その点はご理解願いたいと思います。

それで、守秘義務のことのご質問がありましたけれども。これについては適当でないと思いますので、毎月曜日にですね町長の支持の下で全係で、朝の朝礼といいますか、職員会をしております。その場で対応したいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

この質問は終わります。

私もちょっと悪かったです。この4番目の質問は一人暮らしの方ですので。それで、私よりもずっと頭の中も鮮明な方でありますので、説明を聞いてきちんと納得して、この事業に対するお断りはされたと思いますので。

次の質問に入ります。

2問目でございますが、錦野の児童公園についてお尋ね致します。

錦野地区での広場といえば、約2,500平米の錦野の児童公園が唯一の広場です。それで、大地震が起これば、海岸近くの集落のような大津波の被害は受けませんが、旧大方町の開発公社センターが、1期工事が昭和47年か48年ごろだったと思います。2期工事がそれから始まっておるので50年ちょっとで済んだところだと思いますが、ちょっと2期目の工事の完了は知りませんが。

また、錦野地区というのは、津波とは別の被害が起こることもあるかと想定しております。大きな災害が起こった場合に、地区の住民の避難場所となるこの児童公園。また、地区外の方も、一応2,500平米ありますので一時的な避難はできると思いますが、この、避難場所として絶対必要な場所ですが。現状は、公園の入り口の町道が、軽四がやっと通る、狭過ぎます。軽四がぎりぎりです。その幅にありません。しかも、公園の入り口でちょっとねじつちよう関係で、なかなか上手に出ざつたら隣のへおいへこするようなところです、軽の。

で、私が部落の代表として求めるのは、災害時に緊急車両が入れるだけの4メーター強の幅に、今現在の町道の拡幅を地域として、一応、地域要望で挙げておりました、町の方にも。

回答の方は、町道やけん、町のまちづくりが回答かなと思いましたけど、なぜかしらん児童公園ということで、一番お金を持ってない産業推進室の商工観光係の方の担当からの返答がありました。で、回答は、対応は困難のことですという、まあなかなか短い、明確な文章でいただきました。

で、まあ公園の出入りに便利になるから要望したのではありません。ほんで、災害時を考えて、錦野地区は正直言いまして津波のことは全く考えておりませんが、地区で火災でも起らん限りは、やはりそういう広場がない限りは、何かあっても集まる場所がありません。まあこれは、災害時のことを考えた要望ですので、まあ総務課か、まちづくり課の方で検討していただくべきだと思いましたが。

それと併せて、公園内にトイレが1つだけ、昭和53年12月開設ということです、児童公園の管理の方にお聞きしますと。昼間の利用はまだまだよろしいんですが、夜になったら、トイレの近くに外灯がありますが、それのみです。トイレの中は、月夜でも闇夜ぐらい暗いです。女子用のトイレはちょっと、2、30センチの光取るとこが上にちょっとあるだけで、ドアはもう完全な木造のドアです。まあトイレのドアですかん、のぞけるようなドアはありませんので。まあ、そういうものかしらんありません。まあ、月夜でも女性の利用は難

しいようなトイレです。イベントというか盆踊りなんかするときには、防災で買わしてもうた発電機つけて、そちら向いて明かりは入れます。そういう状態です。ほんで、もうトイレのドアなんかも、元あったドアが、右あった部分が左へ来て、後ろ前につけたようなドアで、さかさまやけん、何遍もこうやり変えたようなドアで、両方にちょうどつがいが付く位置が付いたドアというのは、めったな所は使っておらんと思います。で、この間も使おう思うたらガタンとなっちようけん、どうしようもないけん持つていって、長いナットを持って、とめて使うような状態ですね。

そのトイレについても災害時を考えたら、やはり今、水洗トイレがそりゃあ一番気持ちのええことは分かつりますけど、そういうものは要望しませんけど、せめて何かあったときに女性が4、5人のトイレと、まあ男性が3、4人分のトイレで新築してもらわんと、もう何ともなりません。けど、時代遅れと思うかもしれませんけど、やはりいろんな災害のとこを見てた場合に、水洗であるがために、水がないために使用不可能ということがあります。そのときにくみ取りができるかどうか分かりませんけど、やっぱり大きい、ひとつそういうくみ取り式のトイレも考えていただけないか、ということについて執行部にお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは森議員の、錦野児童公園進入路の4メートル拡幅と、トイレの改築についてのご質問について、産業推進室の方が、お金は持ってませんが児童公園の管理をしてますので、お答えさせていただきます。

錦野児童公園については一時避難場所に指定されており、進入路については、現在、幅員が1.8メートルの道がついています。災害時のことを想定すれば、森議員の言われるように、児童公園に集落内外の住民の方が避難してこられると思われます。

しかし、町としては、その津波対策での海拔の低い地域から避難道整備を優先して進めなければなりません。児童公園の進入路の4メーター拡幅については、早急な対応は困難です。

もう1点のトイレについては、鉄筋コンクリート造りの建物で、建築後33年ぐらいたっております。老朽化しているものと思われます。早急に調査をして、対応を検討していきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

嫌みでお金がない言うたら、向こうもお金は持ってないけど私が管理していますという、一番明確な答えたきました。それは、冗談はさておきまして。

1メーター80。確かに低いいとこをやってくる、避難道をやってこないかん。それは分かります。分かりますけど、やはりそういう場所を必要とすると思います。下から逃げてきても、まあ、錦野の場合は手前に小学校があり、保育園があり、中学校があり、大方高校がありで、すべてありありのところへ要求しように思われるかもしれませんけど、やはり、うちの住民が大半になろうと思います、その避難するとした場合に。

どうしても、その防災訓練が、今までずうっと入野小学校へ行ってました。で、ずっと言われました。何で、津波が来て、高いとこから低いとこへ行くがぜよと。なんぼ訓練やち、おららあなせ、津波が来る方へ行くがぞということがありまして、やっと今年初めて、その児童公園を使わしていただきました、防災訓練に。やはりものを持って入るときに、やはり軽四で、炊き出ししようかいうたときに、軽トラがはめるとか何とかいうたときにも、まあ非常にじゅうがよろしくないんです、スムーズでないということで。

そういうことを考えたときに、確かに漬かる、津波に襲われる場所の人ことがあります。それが第一優先だと思います。思われますけど、その方がひょっと避難したときに、何かあつたら車で入ってきて、まあ、テントもありますからテントの中に入れることもできらうと思いますし、そういうことのためには入口が4メートーちょっとあれば、ほんとそれも、土地を買わなくていいと思うんです。のり面があつて、下の畠ののり面があるんで、4メーターぐらいまでは拡幅できると思います。やから、土地からのあれではないと思ひますし、もし下の地権者の方に相談が要るというんでしたら、私、責任持って下の方にも頭を下げて、その工事を許可をもらうように致します。ぜひ、それはもう順番、順位、下の方から順位があろうと思ひますけど、やはり地域にある唯一の避難場所です。ですから、それについては私も責任持ってやりますので、取り組みをもうちょっと前向きというか検討課題にしていただかんと、いつまでもあの状態では、皆さんに避難場所じやとは言えませんし、まあお年寄り、ひょっと車で連れてきた場合があったとしても、もう全く対応できませんので。そのへん含めて、再検討の余地があると思いますが、そのことにつきます。

トイレの方はまあ、一応検討課題にしてくれるということで、33年ですかね。うちの子どもが36になりますので、33年か34年になると思います。トイレの方はまあ一応検討ということで、後ずさりせんように、前向きに検討を。推進室長、バックせんように、検討は、トイレの。前へ回してやってください。

で、再度お聞き致します。広域の避難場所として、やはり、地域ではありますが、高台であります、そういう点を含めて、町長の方の考え方をひとつ。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

森議員の再質問にお答えします。

森議員がおっしゃること、十分我々も承知しております。私もですねこの質問受けて、推進室長と一緒に現場を見て回りました。

で、そのときにやはり優先順位としてですね、まずトイレが必要やろうということで、トイレについてはまあ早急に検討しようということで。

道路についてはですね、ああいう所言うたら失礼ですけれども、まだまだ直さないかんとこがいっぱいござりますんで、もう少し待っていただきたいというところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

ほいたらもう3問目、これ以上お願いしてもあれですけど。まあ、3問目ということで入らしていただきまます。

庁舎移転について問います。新しく今、スケン谷を表明されました。この移転場所について私は、20メートル以上の高台を確保するということで問題はないと思います。

まあ、それに対して新庁舎建設係の方の報告書のメリットとしてありますが。新道路、これ、まあ改良いうか、私の方はバイパスという表現になります。完成後は、交通の便が良いとの記載されておりますが、ルート全般の完成のめどがについての記載されているかについてお尋ね致します。これ、あくまでも全ルートの目鼻いうか、めどがについて、こういうメリットがありますという書き方されているかどうかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

新道路の完成のめどはついているか、という質問に答弁させていただきます。

ご承知のとおり、用地買収につきましては事務委託契約を結んでいるところでございますけれども、基本的には、国の直轄事業であることをご理解いただいた上で答弁させていただきます。

国道 56 号大方改良事業につきましては、東日本大震災の影響で、個所付け予算の 5 パーセントの留保はございますけれども、5 億 9,500 万円の本格予算をつけていただきました。現在、協議を進めながら一日も早い完成を要望してあるところでございますが、地権者の皆さまのご理解をいただきながら進めてまいらなければならぬことでございますので、町と致しましても鋭意ご理解いただけますよう努力をしているところでございます。

また、参考までに申し上げますと、国道 56 号大方改良事業 1 工区、早咲地区の本線工事の公募が発表されました。今後、業者が決定致しますと、工事に入っていただけるようになります。

完成のめどはと言われれば、町と致しましては国の直轄事業でございますので、一日も早い完成に向け、用地取得をはじめ諸業務に努力するとしかお答えする材料を持ち合わせておりませんけれども、今議会で表明させていただきましたスケン谷への庁舎建設をお認めいただけますと、工事スケジュールの中で新庁舎へのアクセス確保についてはご配慮いただけるよう、要望致しております。

また、完成年度につきましても、国の直轄事業でございますので詳細な材料を持ち合わせていないというのが現状でございますけれども、国交省の発表では、全線供用開始は 28 年度以降となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、国の事業ですので、町長にいつできるかいうて問う方が酷かもしません、とは思いますけど。

まあ、そのへんは国交省とも連絡取りもってやっていくことですので、おおよそ今、平成 28 年以降になろうということですが。いわゆる今のスケン谷が決定された場合は、その取り付け道路を優先的に工事をはめてもらえるというように解釈をできました。

で、工事 1 工区というのは、早咲の区間だけですよね。か、役場のどこまでが 1 工区ですかね。まあ、そのへんはまた後の答弁でお答え願いたいんですが。

まあ、これがそうやって役場ができ、役場の前ができるということで、いわゆるいまだに私はこの事業に対して同意はできないという住民の方も、地権者の方も、多数おるはずながです。そういう方に対して、いわゆるあこはできたがやけん、もう譲らんかえというような交渉の仕方はしないと思いますけど、ご理解を求めるときに、もうここまでできたがやけんというようなことは言わないと思いますが。そういうような誘導的なことはやっていかないと思いますし、この事業ができていくことでそういうことはまさか使わないと思いますが。

町長が、土地は、町長らあの役場の方が交渉に出向かないかんと思いませんので、そういう誘導的な、あこができるけん、もう判を押さんかいうようなことはしませんよね、ということでお伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでの繰り返しの答弁になりますけれども、この国道 56 号大方改良は、全地権者にご理解をいただきながら完了をするというのが目標でございます。そのために事務委託契約を結んで、町の方が用地買収の交渉に

向かっているというところでございます。これは、議員もご承知のところでございます。

また、これまで同様の質問が議員からもされました。人権の問題でございます。こちらを無視して、事業を進めていくといったことにはなりません。しっかりと配慮をした訪問、あるいは理解を求める行為をさしていただいたり、あるいは、もっと法に基づいた行為の下でご理解をいただくように頑張ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

この事業について、まあ言葉は適切かどうか分かりませんけど、いわゆる徳川家康が大坂のときに、外堀埋めていったというような形のことではないということね。そういうように、大阪城を陥落さすについてよね、うまいことやってこう外からずうっと埋めていって、内堀だけにして治めてしまつたというような形。いわゆる、事業をぼつぼつやっていくことは、もうこれは完全に既成事実ができてしまうということです。されど、どうであれ、譲らないという方もおいでるということは、町長そのもんも認識はあろうと思います。私の言つてるのは、そういうように外堀埋めたような形での利用は、工事が進んでいくことを反対地権者に対して外堀を埋めるような感覚ではご使用にならないというように受け取りましたが。いわゆるご理解を得て進めていく事業であるというように認識されておると、いわゆる精神的に苦痛を与えるようなことがないように事業が進めていかれるということを、町長は今、答弁していただけだと思いますが。

それを信じてよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁したことに偽りはございません。

しかしながら、もう1つ、これまで答弁してきたことがございます。

あくまでも事業の進ちょくにご理解をいただくよう、その作業を進めてまいりと。これも、これまで繰り返し答弁してきたことでございます。こちらにも偽りはございません。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

2問目になります。

これはおんなじことで、再三質問も出てましたので、同じ質問になろうかと思ひます。まあ、一応聞いていただきましょうか。また、できれば同じ答弁であろうが、再度確認のために答弁の方をお願いを致します。

まあ、急がなければいけない庁舎問題であるということは、1つの原因是合併特例債の発行期限が迫つてることだと思います。1つの要因としてはね。

まあ、これ、あれやけど、これおんなじようなことになりますけど、今年の8月14日の朝日新聞の記事によれば、大地震での被災された合併市町村を対象の合併特例債発効期限を5年延長する。まあこれは町長も答弁で言つてましたんで、まあそういうことを含まれております。成立する見通しであると。それであつて、総務省の方も、被災地以外で今回のような大震災を受けた所の津波対策の見直しについてを迫られた全国の合併市町村にも、国の支援を得られそうだというような内容の新聞が載つておりました。法案は、衆議院の方は11日のあれで可決され、参議院に送られたいのような記事でしたけど。まあ、そのような延長も、まあ新聞では含み

のあるような被災地 69 市町村だが、震災の影響で公共施設への建設設計画が遅れるといった場合は、被災地以外の合併町村においても類似の特例措置をというようなことはあると聞いておりましたが、まあまあだんだんに出ておりますけど。

で、まあこれについて 1 つは、住民の方からも、まあ、もう急がんとやつたらどうぞというような声もあるわけです。で、まあ今、だんだんに今までの同僚議員の質問で、いろんなことは答弁は聞いておりますけど、再度、まあ同じことになるかもしだせんけど、この時間がないこととは思いますけど、やはり、住民の間の生の声を聞いて歩くということが、私は必要ではなかろうかと。まあ、庁舎があこ行くということで、それでいい方もおろうし、まあ、もうちょっと焦らずにゆっくり検討したらどうよ、いう方もおいでろうかと思いますが。まあ、時間がないということで今回もばたばたばたばた、表明するわ、補正で予算は挙げてくるわ、関連の。ということで、ばたばたばたばたしておりますが。

そのへん、私はもうちょっと、議会の声も聞くことも大事です。議員の方も、住民の声を聞いてきて代弁すべきだと思います、この件にかんしては。で、やはり行政の方も、そういう生の声を聞くというようなお考えがあるかないか。

私は当然、大事な庁舎ですので必要ではなかろうかと思います。が、執行部の方の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

通告書にもございますように、諸事情から時間的余裕はあまりないと認識しております。その上で、住民の生の声を聞く考えがあるかというご質問ですけれども。先般の議会でも申し上げましたように、さまざまな角度から判断をし、議会に提案をさせていただくのが首長としての務めであり、我々執行部としての務めであると認識しております。

これまで検討委員会でもご議論いただきましたし、3.11 以後は各関係、各機関からの情報も多数いただいたところでございます。また、地区別懇談会をはじめ、さまざまな場面で多数ご意見をいただきました。特定の地区を指すご意見はございませんでしたけれども、圧倒的に高台への移転を望む声があったところでございます。それらを総合的に判断をし、スケン谷が最善であると決断を致しました。よって、今後新たに住民の皆さまの庁舎位置にかんする声を抽出するといった作業に入る予定はございません。

また、時間的制約の合併特例債でございますけれども。衆参両総務委員会を通過致しまして、あとは本会議の可決待ちと、そういったところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ時間的余裕、その決断は執行部等がすべきであって、まあ、地域懇談会でいろんな声は聞いてきたと。そのあれでの判断だと。この声を反映して、皆さんが高い台、高台言うから選んだ結果、スケン谷になりましたということだようです。

それで、今言つたがで 1 つだけ、衆参両通つたというのは、いわゆる被災地以外の市町村の合併特例債も延期が認められたが、私の方がテレビとか新聞で見落としております。で、今のあれは、被災地の方の法令が通つたのか。

そのへん、教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ただ今申し上げました、衆参両院の総務委員会で通ったのは、被災地以外でございます。黒潮町が該当する被災地以外でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の答弁でいくと、被災地以外ということがありましたが、黒潮町も対象になると言えるがですね。  
そうしたら特例債関係での駆け込みは、それほどしなくてもいいと。特例債、そういうことになりますよね。

（町長から「いや、なりません」との発言あり）

なりますよ、そうやって2、3年伸びたら。

（議長から「2人でやらないように」との発言あり）

うん。

それは、議長は黙つちよって。私の番やけん。

（議長から「いや、2人でやらないでという」との発言あり）

ああ、そうか。

まあ、私はそのように思います。そういうように認められたのであれば、駆け足でするべきか、もうちょっといろいろなことを検討し直す、まあ検討はもうできんと思いますけど、予算の張り付けなんかでももうちょっと前を見た。それとも、Aルートの絡みで早せないかんなってきちょうど。

そのへんの答弁をひとつお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、合併特例債でございますけれども。まだ本会議で可決されたわけではありませんので、不確定要素でございます。これが、先ほど申し上げました諸事情によりの1つでございます。

それからもう1つは、国道56号大方改良の進ちょくによるものでございます。ご承知のとおり、この役場が掛かりますので、この役場が移転しない限り、この中央構造部の連結はできないということでございますので、一日も早い移転が望まれていると、そういったところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

連結するというけど、なかなかその、私が把握しちょう間の土地の連携でもよね、早咲のとこまではまあスムーズに来ましたけど、こっから、いわゆる今度できる新庁舎の間、すべてがスムーズに行くところじゃないですね。それを言ってるんですよ。これが、取り壊して道つけたやいか、あなた方も、という追い込みになったら困るので、それを、そういうことはしないですねということを言ったんですよね。そうやって一つ一つ外堀、堀を埋めていきよう行為になっちゃしませんかね、ということをお尋ねしようがですよ。

で、何であこに急ぐかも、それは高台を住民が選んでも分かります。なぜならば、保育所の移転。まあ町長でないときですけど、大西さんが。そのときの問題でも、役場としては、今の総務課長がそのときの担当やなかったかなと思いますんですけど。こここの、今の役場が建とうとした場所ですよね、そこに、8メート

ルの津波に耐える保育所を建てると。だから、ここで許可してくれんろうかというたときに、保護者が言った言葉は、高台でなければ駄目ですと言ったんですよ。だから、町長の言われる高台いうことも、住民の高台を求めるいうことも、私は理解しておりますよ。

けど、この事業があまりにも早急に進むとこが、何か、そういう事業に絡んでの外堀埋めかなというような、堀の埋め方かなというように自分が感じたんで、質問させてもらいました。

急ぐ理由が1つ分かりましたので、もう答弁求めてもおんないし答えとなろうと思いますので、ここで私の質問は終わらさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、4時5分まで休憩します。

休憩 15時 59分

再開 16時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

1番（小松孝年君）

一般質問ももう大詰めになってきました。大変お疲れのことだと思いますが、もう少し頑張ってください。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問致します。

今回の私の質問は、震災についての1点です。今議会でも震災関連の質問は、多くの議員の方々から挙がっておりますけれども、この問題は黒潮町民にとっても、これから行政政策にとっても、大変重要な課題だからだと思います。そういう意味で、6月議会に引き続きまして、この議会でも取り上げさせていただきました。

今回はですね、また自主防災組織とマニュアルということで出さしていただいております。

質問の要旨では、災害時には地区の自主防災の活動が期待されるが、現在、組織はあるものの、活動内容が明確になっていない。まあ自主防災組織はあるけれども、あまり活動が見えてないというところです。区長を中心とした自主防災組織の強化を図りながら、地区の活性化を図ることができるのでないかと思う。共助マニュアルの作成を各地区にお願いして、マニュアルの作成を行政職員が手助けをするような体制を組んではどうか、と書いております。

ちょっと分かりにくいかかもしれませんけれども、まあこの質問の狙いの中にはですね、この自主防災組織を通じて、地域のコミュニティーの復活ということも含んでいることを、まあまあ、読み取っていっていただいたくれたかどうかは分かりませんが。

まずはそのきっかけづくりとして、要旨に書いてありますように、共助マニュアルの作成について質問致します。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは、小松議員の通告に従いまして回答したいと思います。

3.11のような大規模災害時、東海、東南海、南海地震では、人的被害を少なくするための効果的な取り組み

を推薦するには、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが大切なことと考えます。特に、大規模災害時では消防などの公的防災機関や、役場などの公共施設も被災する恐れがあります。人命救助などの災害活動の機能がまひすることは予想され、その災害対応の初動期において、自主防災組織は地域の要であると考えます。

平成21年度には、黒潮町の各地区に自主防災組織は組織されております。しかしながら、組織化はしたもののが、十分な活動ができていない地域も多く、総体的には本来の自主防災組織の活動が機能しているとは言い難い状況にあります。そういう中で、町と致しましても、防災サポーターの育成や自主防災組織に対する補助金により、各地域の防災資機材の充実化を計ってきました。

議員の質問の、共助のマニュアル作成を行政職員が手助けできる体制をということですが。まずは行政主導型でなく、地域の皆さん協力し合って、できることを話し合ってのマニュアルを作成し、そのマニュアルに沿った、継続した防災活動体制を整えることが大事なことだと思います。そのため行政職員のアドバイス等が必要なときには、職員も出向いて手助けできると思っております。

現に、地域からの要請で説明に来てくれんかということらがありますので、官民が力を合わせることが人的被害を最小限に止める重要なことだと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今の課長からの答弁、まあ、ほとんどベストアンサーやなかつたかと思いますけれども。

その、今、言われたように、自助、共助、公助。そういうことの中の、まあ今、ここで挙げてるのは、その共助の部分であります。今、課長が説明していただいたとおり、大きな災害が起きたときには、まあとにかくこの地域というのはですね、まあどこもそうかもしませんけれども、自衛隊や消防とか、そういう救援を待ってる間はまあほとんど、まあ待ちよったら駄目やということで。迅速な、とにかく情報伝達やら、それから初期消火、そしてまた避難誘導なんか、そういう。もしくは、また被災者の救助ですかね。などを行なえるのは、やっぱりその地域に住むその方々の力ということになると思います。今、課長からもそういうふうなことの答弁があったと思います。そういう意味で、自主防災が必要ということは言うまでもありませんけど。

まあ、さつきも答弁の中にもありましたように、実際の状況は、今、組織はあるけどなかなか、実動部隊が機能していないということじゃないかと思います。そこで、そうは言っても、どこかは活動しているところは何個かはあると思います。

そういう今の段階ですね、この黒潮町の自主防災組織が活動しているところは、今、何カ所ぐらいあって、それでどういう活動しているか、ちょっとあればお答えをお願いします。伺います。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

議員おっしゃるように、大なり小なり活動しよるとこはあると思うが、ちょっとピックアップして、何件か言わせていただきたいと思います。

例えば、佐賀地域においては、ご存じ坂折地域。坂折地域においては、住宅火災を想定した消火栓による地元住民の消火訓練とか、リヤカーによる避難場所への搬送の実施、また、大和田地区においては、消火用のハウスを作製して、地元住民によるバケツリレーおよび消火栓での消火訓練とか、また炊き出し等、幾つかあります。

特に、最近のことですが、よく今、避難にちょっと難しい地域。佐賀の方では漁業地域の浜町という所があるわけですが、津波避難路の検証ということで、避難場所を想定したとこで、何分でそこまで避難できるかというかたちで何例かやって、15分から20分かけて避難訓練を検証しております。

また、大方地域においても、どこも同じようなところがありますが、錦野、浜の宮というとこ、そのほかにもありますが、炊き出しをやっておるようです。ほんで、また有井川地区については、また毎年2月から3月ごろ、独自の津波避難訓練を実施して、日ごろの避難訓練をやっておるということで。

先ほど私も言いましたが、継続的にやることがやはり、いざ津波じやいうたときの避難、ずっと動作に移るというかたちを思っておりますので、やはり継続が力なりということがありますように、やはり継続して避難訓練は常にやっていた方がいいじゃないかと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ今、何個か挙げていただきましたけど、まあまだまだ、実際活動しているところというのは少ないような状況だと思います。その一部だけという感じになります。

やっぱりその防災活動とか、自主防災活動というのはですね、今、言われたようにですね、実際の場面を想定しながら、日ごろの訓練が大事やと思います。まあ自分、いつも野球で例えて言いますけれども、試合とかやってるときにですね、守備する方、攻撃する方がおって、守備側も、日ごろ練習してなければボールも取れません。でまた、その守る形態というかですね、まあ今、ここで言うマニュアルに当たるところはフォームーションのやり方とか、そういうふうに当たってくると思います。そういうがをやっていなければ、いざ試合になったときにですね、どこに投げてええやら分からん、ボールは取れんわ、もう全く機能しなくなると。それとおんなじようなことだと思います。また、そうやって練習をすればですね、必要なものもやっぱり見えてくるわけです。今、出していただいた中で、その活動しながらどういうものがまだ足りないかというのが出てきているのかどうかは分かりませんけれども、やはりそういうふうに活動していればですね、必要なものが見えてくるんじゃないかなと、そういうふうに思います。まあ、今の野球の例えでもですね、やはりグローブはないとボールが取れんとかですね、まあそういうのも出てきますんで、やはりそういう活動することが大事やないかと思っております。

で、今さっき、活動している中に錦野というのも出ましたけども。先ほど、森議員の方からも、森議員の応援するわけじゃないんですけども、トイレの改修とか、それから進入路の拡張とか、そういうのがありましたけども。やはり、それもやはりその活動しながらですね、やはりこういった災害のときに、トイレなんかもやっぱりその今までの経験を生かして、水洗便所は駄目で、もうちょっとそのトイレ数を増やしてですね改築してほしいと、まあそういった願いがやっぱり出てきたわけです。進入路なんかもですね、やはりそういった炊き出しとかやる活動において、そういう道具を運び込んだり、人が入ってきたりするのにもちょっとじゅうが悪いと。そういう経験を基に、うちの区長ですけれども、出しててくれたわけですので。そういう活動が盛んになれば、そういうふうなところは見えてくると思います。

そこで、共助マニュアルということについて触れていかなければならないわけですけれども。自主防災マニュアルということでもありますけれども、まあ、さっき言われたみたいに、各地にマニュアル作ってくれるがはなかなか、そんなもんできるかという感じで、かなり抵抗があるかもしれません。まあ、無理もあるんじやないかと思いますけれども。

この質問の中で、あえて共助マニュアルと書いているのはですね、共助というのは、普段から顔を突き合わ

せてる近所同士とか、そういうとこへ集まって、お互いに協力して防災活動を組織的に取り組むということです。その部分をですね、そこの各地域、まあ津波が来るのこととか、さっきもありましたけど、錦野なんかは津波は来ないけど、こういう活動をせないかんとか、各地域によっていろいろとその活動内容は変わってくると思います。そういう所をピックアップしてですね、その地区から出していただければ、出すだけやつたら個条書きでもええから簡単やと思います。出せるんじゃないかと。実際、そうやって出してくれて、やってくれているとことか、それから相談もあったとか、さっきも言いましたんで。それは、ぜひできるんじゃないかと思います。

そしてですね、地区が出てくる、まあとにかく実動部隊の活動手順ですよね。そういうのもんを出してもらうたり、組織形態。それからもう1つ、よく今、大事やと言われるがは、人材台帳。その地区に、まあ例えば看護師さんとか、それから大工さんとか、いうたら重機に乗れる方とか、まあそういう防災に携わってる方がどんだけいるかという、その人材台帳も大事じゃないかと。まあ、そういうの調べるのなんかをですね、行政がやるんではなくて、やっぱその地区で掘り出してやってもらえば、いいマニュアルができるんやないかと思います。

それとですね、一般的ないろいろ、いろんなとこが自主防災活動マニュアルというのを作っておりますけれども、そんな中で、役場なんかが添えて出しちゃつたらええがやないかと思うのが、災害時に活用するですね、まあ、避難台帳とかいうものがあります。避難台帳なんかはですね、まあ安否確認カードとか、そんながもそのマニュアルの中へ添えて、まあ避難者名簿とか。そういう災害があったときに構えよっても間に合いませんので、そういうマニュアル作って、そこにこう添えて、本にしていただいていけばいいんじゃないか。

それから、またもう1つ、救助マニュアルというのもあります。まあ例えれば人が倒れちゃったら、どういうふうな確認をしたらええかとかですね、出血しちゃったらどういう手当てをしたらええか。そういうのも全部書いとつたら、いざというときに、どうしたらええかいうときにそのマニュアルが、その防災倉庫の中にあつたら、それを見ながらでもできなくもないし、日ごろ、訓練の中でもそういうことを確認し合えばですね、いいマニュアルができるんじゃないかと思います。そういうことがありますね、行政側が手助けをしてできないかという内容です。

そこで、そのマニュアルを作って、それを基に、一番言いたいとこはここながですけど、それを基にですね、さっきも言ったように、その地域の活動で地域の活性化を図ってはどうかということですけれども。

ちょっと、長かったので分かりにくかったかもしれません、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

議員がおっしゃられるように、共助マニュアルいうものは作っちゃっていいと思います。

ただ、前段にも述べたように、行政がこうこうこうこうせよという行政主導型じゃなく、やはり地域で、やはり地域に合うた形でできる自主防災体制。

例えば、まあ人数によって違うかも分かりませんが、今、議員もちらっとそのことに触れたと思うですが、救助班とか炊き出し班とか、まあ救出班とか情報収集班とか、そういう形で。また、重機のオペレーターを使えるもんだとすれば、救出班とかいう形で班をつくって、何人かの構成をつくっていただくというような形で、まあそういう組織体系も必要なことだと思います。そうした中で、やはり我々、学校の点呼じやありませんが、この地域の中にはまあ50人おりますと。50人の中でチェックしながら、救助した場合に一覧表みたいなもん作っておって、この人はおるな、おるということで、安否の確認もできるという形でできますので。まず、や

はり地域でできるようなことを徐々に地域でつくっていくと。そのために、行政が必要なからだ、こうこうで自主防災組織の見直しをしたいので、ちょっと出向いてくれんかという形で来れば、行政の方も出向いていくし、また現に、行たりします。

特に、資機材の選別というか、選ぶことについて、妙に分からんのでアドバイスに来てくれんかというようなことで地域に出向いて、こういう資機材がありますよというような形で地域に出向いておりますので、そのような形で職員の方を利用していただいて、地域のマニュアル作りに参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

そうですね。あくまで行政が主導型というわけじゃないのですけれども、まあまあ、自分が言いようがはですね。まあ、行政が主導になると、どうしてもやらされようみたいな形になるんで、そういうのはなかなかうまくいかないのは分かっております。

ほんと、しかしながらですね、ある程度はこの自主防災組織のマニュアルみたいなやつはですね、せっかく、まあいうたら自主防災組織できているわけですから、それはどうしてもやっぱりある程度は必要があるんじゃないかなと思います。ですので、それをもう地区にこさえれ言うても、なかなか自主的にはこさては来んと思うですよ、なかなか。まあ、こさてる所もありますけど。で、まあなるべくその方向性をつけてやるといのもの、やっぱり行政側の役目があるんじゃないかなと思います。

で、例えどこか作っちゃう所があつたらですね、こういうのを見本にですね、こういうのがあるから、こういうとこをちょっと入れてくれんかとか。まあ、さっきも言うた組織表なんかあつたら、ここに名前を入れてくれとか。まあそのぐらいやって、ある程度やっぱりそういうマニュアル冊子ですかね、それは作っちゃかんと、ほんとにせっかくつくった自主防災組織が何もない、ただ形だけになつたら駄目やと思いますんで。

そこらへんの考えをちょっと、考え方をしてほしいわけですけども、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的には大塚住民課長がお答えしたとおりですけれども、少し資料を持っておりましたので、お答えしたいと思います。

まず、自主防災組織の状況ですが。町内に区長さんが61名おるわけですけれども、あと、シーサイドとかの施設を入れまして、65の自主防災組織をつくっております。施設を入れての組織です。

そのうちですね、ちょっと津波の方に入っていますけれども、浸水区域がある区の所がですね、34集落ございます。これは、一部の所も含めての集落数でございます。

それで、自主防災組織をつくる段階ですね、こういうものを各自主防災組織に、多分、全戸配布してるんじゃないかなと思いますか、何ページかございます。ちょっと厚いページで、25ページくらいあるもんながですが。今、ここの中にですね、その組織の、まあ緊急時に救助活動をするとかいうような所も絵で入つてですね、救護の方法とか入れておりますので。多分、これは各集落にすべて入つておると思いますので、これはぜひ参考にしていただきたいと思います。

これ以上にですね、また各集落で訓練なんかをしていただいておるわけですが、それもですね、まあこれは強弱があって、やむを得ないところとは行政の方は踏んでおりますけれども、個々の防災組織でこういうよう

な表を入れてですね、多分これ各戸に回配布して、こんなことをしていこうよと、今年は。そんなことじやないかと思うんですが。そのような資料も作っていただきて、こちらに提出していただいた所についてはありますので、もしそういうことが必要でしたら、その集落に承諾を得て、参考にしてまいりたいというふうに思っております。

いずれに致しましても、地域住民課長がお答えしたようにですね、やはり行政ができる部分と、どうしても行政だけでできなくて、どうしても自主防災組織に頼らざるを得ない所がありますので、そのあたりをですねうまいこと、まあ共助と公助の部分で相談しながらですね、自主防災組織の強化には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ今、課長が見せてくれたその冊子みたいなやつ、そういうやつも織り込んだですね、そういう救助のマニュアルみたいな。織り込んだ、ひとつのその地区独特のというか、その地区用のやっぱりマニュアルをね、作っちゃった方がええと思います。まあそれを基にですね、ここにも書いてあるように、地区の活性化も図れる方向に行くんやないかと。

何でかというとですね、さっきも言いましたけど、今回、この質問で言いたかったことはですね、最近というか近年、この地域社会においてですね、住民同士の支え合いとか、それから結び付きといったですね地域コミュニティーいいますか、そういうのがもうほとんど失われてきております。で、その地域コミュニティーの復活ということを一番最初に言いましたけれども、それがですね、何をやるにとっても、今、大事なことやないかと。防災にかんしてもそうですし、まあ防災でも、その津波とかそういう地震だけじゃなしに、台風のときなんかもあります。いろんなことがあります。ほんで、そういった災害だけじゃなくってですね、独居老人の問題やら、それからまあ福祉、それから教育、それから、まあそのほかいろんな犯罪の抑制にもつながってくるんじゃないかなと思っております。それがですね、安心、安全なまちづくりの第一歩やということを、自分はもうずっとこの議員になってから、初回からずっとそういう話をしています。まあやるいうか、そのやってることは別のことですけれども、そういった地域のつながりというのを目的として、自分は議員活動をしております。もう、それはもう最初から一貫としてそれをやっております。

まあ、大きな話になりましたけれども、今日の質問はそういった形をつくるきっかけづくりとしてですね、その防災関係のマニュアル作り、これらはまた住民と行政が協同という形でこさえてですね、まちづくりというか、その地域の活性、地域のコミュニティーをつくっていくきっかけになつたらいいんじゃないかなということでお、こういう質問致しました。

まあ、こういう私の考え方というか意見について、最後、どう思われるかお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃつてるとおりだと思います。

それらを踏まえて、自分なりに思う課題について申し上げます。

現在、南海地震対策推進本部の中でも、自主防災組織の活性化については大きな課題となっておりますけれども、これまでの自主防災組織の組織化の思想であったり、あるいは意義であったり、こういったものの次の

段階に入るべきであると思っております。自主防災組織の役割は何なのか、それを明確にする必要があろうかと思います。

被災地にお伺いを致しまして、気仙沼にしばらくおったわけでございますけれども、避難所が、私がいたときで 100 カ所ございました。この 100 カ所の避難者の中で、大きく運営が分かれている要素がございます。それは、地域コミュニティーの残っている地域、旧市街と、それから、ご商売されている方が新たに流入されてこられた新市街。ここでは行方不明、あるいは安否、この確認が全く取れなかつたそうでございます。

それからもう 1 つは、区長さんがしっかりとしていて、その避難所に何があるか、そして何が不足しているかが 1 回目の電話で分かつたそうでございます。これはなぜかと申しますと、携帯電話が混雑致しますし、また、電池のバッテリー残量のことをもう既に区長さんは考えられておって、そういった報告がされたそうでございます。これはすべて、地域コミュニティーの力でございます。

そうなりますと、自主防災組織に期待する機能が 2 つございます。

1 つは防災機能でございます。日々集まり、日々防災のことを考え、そして、共に活動することで防災意識の向上をする。あるいは、防災機能を高める。これが、まず 1 つでございます。

そしてもう 1 つは、発災直後、あるいは行政が主導を持つまでの間の避難所の運営であったり、あるいはさまざまなボランティア的な手助け、こちらが自主防災組織の大きな 2 つの役割であると思っております。

そして、行政に必要なのは、この自主防災組織を活性化するためにいかなる手法を使うのか、そういうしたことでございますけれども、担当職員が推進本部の方で話した中には、防災総合補助金による自主防災組織の活動の活性化の支援となっておりますが、ある一定インセンティブを打っていくと、こういったことも必要になってこようかと思います。それで活動するというのではなく、そのインセンティブが活動を始めるきっかけになる。こういった作業が行政に求められると、そのように考えております。

推進本部の方で答申がまとまりましたら直ちに動こうと思っておりますので、そのときはまた、ぜひご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

ばっちり答えいただきましたんで、これで終わりたいと思います。

ほんと、すぐできることやと思いますんで、こういうことは。ぜひ、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 36 分